2015年度冬季の電力需給対策について

２０１５年 １０月 ３０日
電力需給に関する検討会合

2015 年度冬季の電力需給見通しについては、経済産業省の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置した「電力需給検証小委員会」において、第三者の専門家による検証を行った。

政府としては、いかなる事態においても、国民生活や経済活動に支障がないよう、エネルギー需給の安定に万全を期すべく、電力需給検証小委員会による需給見通しを踏まえて、2015 年度冬季の電力需給対策を決定する。

1. 2015年度冬季の電力需給見通し

2015 年度冬季の電力需給は、2011 年度冬季並み（北海道電力及び沖縄電力管内については 2010 年度並み、東北電力及び東京電力管内については 2013 年度並み）の厳寒となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、いずれの電力会社においても電力の安定供給に最低限必要な予備率 3%以上を確保できる見通しである。

ただし、北海道電力については、他電力からの電力融通に制約があること、発電所一機のトラブル停止が予備率に与える影響が大きいこと、厳寒であるため、万一の電力需給のひっ迫が、国民の生命、安全を脅かす可能性があることなどの北海道の特殊性を踏まえ、リスクへの特段の備えが必要である。

＜2016 年 2 月の電力需給見通し＞

(万kW)	東日本3社	北海道	東北	東京	中西日本6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力	沖縄
①最大電力需要	6,791	**543**	1,408	4,840	8,460	2,356	2,496	529	1,067	497	1,515	15,251	115
②供給力	7,272	**619**	1,493	5,160	8,919	2,499	2,579	557	1,170	528	1,586	16,192	168
②供給-①需要（予備率）	481 (7.1%)	**76 (14.0%)**	85 (6.1%)	320 (6.6%)	459 (5.4%)	143 (6.1%)	83 (3.3%)	28 (5.3%)	103 (9.6%)	31 (6.2%)	71 (4.7%)	941 (6.2%)	53 (46.1%)

（参考）川内原発2号機の再稼働を考慮した場合

(万kW)	東日本3社	北海道	東北	東京	中西日本6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力	沖縄
①最大電力需要	6,791	**543**	1,408	4,840	8,460	2,356	2,496	529	1,067	497	1,515	15,251	115
②供給力	7,272	**619**	1,493	5,160	8,981	2,499	2,579	557	1,170	528	1,648	16,254	168
②供給-①需要（予備率）	481 (7.1%)	**76 (14.0%)**	85 (6.1%)	320 (6.6%)	521 (6.2%)	143 (6.1%)	83 (3.3%)	28 (5.3%)	103 (9.6%)	31 (6.2%)	133 (8.8%)	1,003 (6.6%)	53 (46.1%)

2. 2015 年度冬季の電力需給対策

（1）全国（沖縄電力を除く）共通の対策

①節電協力要請（数値目標を設けない）

ⅰ）現在定着している節電の取組が、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう、節電の協力を要請する。節電協力要請に当たっては、高齢者や乳幼児等の弱者に対して、配慮を行う。

※2015 年度冬季の需給見通しにおいて、節電の定着分（2010 年度最大電力比）として以下の数値を見込んでいる。これらは節電を行うに当たっての目安となる。

北海道電力	▲5.9%	東北電力	▲2.1%	東京電力	▲7.8%
中部電力	▲2.8%	関西電力	▲3.8%	北陸電力	▲1.9%
中国電力	▲1.3%	四国電力	▲4.8%	九州電力	▲2.8%

ⅱ） 節電協力要請期間・時間帯

2015 年 12 月 1 日（火）から 2016 年 3 月 31 日（木）までの平日（ただし、12 月 29 日（火）から 31 日（木）までを除く。）の 9:00 から 21:00 まで（北海道電力及び九州電力については 8:00 から 21:00 まで）の時間帯とする。

②需給ひっ迫への備え

大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合への備えとして、以下の対策を行う。

ⅰ）発電所等の計画外停止のリスクを最小化するため、電力会社に対して、発電設備等の保守・保全を強化することを要請する。

ⅱ）電力の安定供給を確保するため、電力広域的運営推進機関に対して、電力会社管内の需給状況を改善する必要があると認められる時は、他の電力会社に対し、速やかに融通を指示するなど必要な対応を講じることを要請する。

ⅲ）電力会社に対して、随時調整契約等の積み増し、ディマンドリスポンス等、需要面での取組の促進を図ることを要請する。

ⅳ）需要家の節電を促進するため、事業者及び家庭向けに具体的でわかりやすい節電メニューの周知や需要家と一体となった「節電・省エネキャンペーン」を行う。

（2）北海道電力における対策

冬季の北海道の特殊性を踏まえ、計画停電を含む停電を回避するため、（1）に加え、過去最大級（137万 kW）を上回る電源脱落の発生に備え、北海道電力は、大規模な電源脱落時の電力需要の削減のため、緊急時ネガワット入札等の仕組みを整備する。

（3）追加的な需給対策の検討

政府は、厳寒による需要の急増や、発電所の計画外停止の状況等を不断に監視し、必要に応じて、更なる追加的な需給対策を検討する。特に北海道においては、状況に応じて、計画停電回避緊急調整プログラムの準備や、数値目標付きの節電協力要請を検討する。

（4）ひっ迫に備えた情報発信

①電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等（インターネット事業者等）への情報提供を積極的に行う。

②上記の対策にもかかわらず、電力需給のひっ迫が予想される場合には、政府は、「需給ひっ迫警報」を発出し、一層の節電の協力を要請する。

資料1

2015年度冬季の電力需給対策（案）について（概要）

2015年10月30日

電力需給に関する検討会合

1．2015年度冬季の電力需給見通しについて

1．2015年度冬季の電力需給は、①厳寒となるリスクや②直近の経済成長の伸び、③企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、いずれの電力会社においても電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しである。

2．北海道電力も予備率14.0%を確保できる見通しであるが、他電力からの電力融通に制約があること等から、昨年と同様に、電源脱落リスクへの特段の対応を行うことが必要である。

2015年度冬季（2月）の見通し※

※ 2011年度並みの厳寒を想定し、直近の経済見通し、2014年度冬季の節電実績を踏まえた定着節電を織り込み。
（北海道電力及び沖縄電力管内は厳寒であった2010年度並み、東北電力及び東京電力管内は2013年度並み）

(万kW)	東日本3社	北海道	東北	東京	中西日本6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力	沖縄
①最大電力需要	6,791	**543**	1,408	4,840	8,460	2,356	2,496	529	1,067	497	1,515	15,251	115
②供給力	7,272	**619**	1,493	5,160	8,919	2,499	2,579	557	1,170	528	1,586	16,192	168
②供給-①需要（予備率）	481（7.1%）	**76（14.0%）**	85（6.1%）	320（6.6%）	459（5.4%）	143（6.1%）	83（3.3%）	28（5.3%）	103（9.6%）	31（6.2%）	71（4.7%）	941（6.2%）	53（46.1%）

（参考）川内原発2号機の再稼働を考慮した場合

(万kW)	東日本3社	北海道	東北	東京	中西日本6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力	沖縄
①最大電力需要	6,791	**543**	1,408	4,840	8,460	2,356	2,496	529	1,067	497	1,515	15,251	115
②供給力	7,272	**619**	1,493	5,160	8,981	2,499	2,579	557	1,170	528	1,648	16,254	168
②供給-①需要（予備率）	481（7.1%）	**76（14.0%）**	85（6.1%）	320（6.6%）	521（6.2%）	143（6.1%）	83（3.3%）	28（5.3%）	103（9.6%）	31（6.2%）	133（8.8%）	1,003（6.6%）	53（46.1%）

2. 2015年度冬季の電力需給対策について

2015年度冬季の電力需給対策（案）

（1） 全国（沖縄電力を除く）での取組

全国において「数値目標を伴わない一般的な節電の協力を要請※」することに加え、万が一、大規模な電源脱落が発生した場合にも、そのリスクを最小化するため、電力会社に対し発電設備等の保守・保全を強化することを要請する等の対策を講じる。また、産業界や一般消費者と一体となった「節電・省エネキャンペーン」（次頁）を実施する。

※ 期間は12月1日（火）から3月31日（木）までの平日（ただし、12月29日（火）から31日（木）までを除く。）9時から21時まで（北海道電力及び九州電力については8時から21時まで）

（2） 北海道における追加的な取組

冬季の北海道の特殊性を踏まえ、計画停電を含む停電を回避するため、過去最大級（137万kW）を上回る電源脱落の発生に備え、ネガワット入札等の仕組みを整備することとする。

（3） その他

政府は、厳寒による需要の急増や、発電所の計画外停止の状況等を不断に監視し、必要に応じて、更なる追加的な需給対策を検討する。特に北海道においては、状況に応じて、計画停電回避緊急調整プログラムを実施することや、数値目標付きの節電協力要請を検討する。

（参考）「節電・省エネキャンペーン」の実施について

全国での取組

（1）産業界や一般消費者と一体となった節電・省エネの推進

民間企業などと協力し、節電・省エネを行う一般消費者に有益な情報をホームページ等において提供するとともに、民間企業などで実施している節電・省エネの取組を募集し、サイト上で紹介する。

（2）政府による積極的な広報の展開

節電協力要請期間中、節電・省エネをテーマにした展示会、イベント等において、政府から節電・省エネの取組を積極的に周知する。また、具体的でわかりやすい節電メニューを作成し、各種メディアやHP等により、節電・省エネを呼びかける。

北海道における追加・重点的な取組

節電協力要請期間における特別の取組

①電力需給連絡会の開催

電力需給が厳しい北海道電力管内において、11月中に、北海道経済産業局及び関係自治体が、産業界を集めた電力需給連絡会を開催し、節電への協力を要請する。

②街頭キャンペーン等のイベントの実施

北海道経済産業局、関係自治体及び北海道電力が連携して、節電期間が始まる12月初頭に、街頭で節電・省エネへの呼びかけ等を集中的に実施する。また、北海道経済産業局において、セミナー開催、冊子配布、省エネ・スマホアプリの無料配信等とともに、メディアを積極的に活用して、企業や家庭への周知徹底を図る。

2015年度冬季の政府の節電の取組について

平成27年10月30日
内　閣　官　房

「2015年度冬季の電力需給対策について」（平成27年10月30日電力需給に関する検討会合決定）に基づき、政府においては、以下の対応を行うこととする。

（１）基本的な方針

2015年度（平成27年度）冬季の電力需給は、いずれの電力会社においても電力の安定供給に最低限必要な予備率３％以上を確保できる見通しであるが、これは、国民各層による節電の定着*1を前提としている。

そこで、政府においては、以下の（２）（３）の取組を含む節電対策に率先して取り組むことにより、現在定着している節電の取組の確実な実施を図り、節電協力要請期間・時間帯*2の使用最大電力の抑制に努める。

＊１　2010年度（平成22年度）最大電力比で以下の数値を見込んでいる。これらは節電を行うに当たっての目安となる。

北海道電力	▲5.9%	東北電力	▲2.1%	東京電力	▲7.8%
中部電力	▲2.8%	関西電力	▲3.8%	北陸電力	▲1.9%
中国電力	▲1.3%	四国電力	▲4.8%	九州電力	▲2.8%

＊２　2015年（平成27年）12月１日（火）から2016年（平成28年）３月31日（木）まで（12月29日（火）から31日（木）までを除く。）の平日の９時から21時まで（北海道電力及び九州電力については８時から21時まで）。

（２）節電に係る具体的取組

具体的な節電の取組事項については、昨冬の各府省における取組や「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成 27 年 10 月経済産業省）を参考にしつつ実施する。

（３）独立行政法人、公益法人及び地方公共団体への取組の波及

独立行政法人及び公益法人については、所管府省から、昨冬の各府省における取組や「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成 27 年 10 月経済産業省）を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう要請する。

また、地方公共団体に対し、上記「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう奨励する。

冬季の節電メニュー
（事業者の皆様）

東北・東京・中部・北陸
関西・中国・四国・九州

①今冬の節電へのご協力のお願い　P.1

②冬季の電力需要の特徴　P.3

③業種別の節電メニューの例

- オフィスビル　P.4
- 卸・小売店（百貨店、ドラッグストア等）　P.7
- 食品スーパー　P.9
- 医療機関（病院、診療所）　P.11
- ホテル・旅館　P.13
- 飲食店（ファミレス、居酒屋等）　P.15
- 学校（小中高校）　P.17
- 製造業　P.19
- 記載例　P.21

④取組の例　P.22

⑤冬季の節電に関する情報提供等　P.23

平成２７年１０月
経済産業省

事業者の皆様への節電のご協力のお願い

2015年度冬季の電力需給は、直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、いずれの電力会社においても安定供給に最低限必要とされる予備率３％以上を確保できる見通しです。他方、大規模な発電所のトラブルが発生した場合、安定供給ができない可能性が懸念されます。

政府、電力会社においては、引き続き供給力の確保に最大限の努力をして参ります。安定的に電気を供給するため、大変なご迷惑をおかけしますが、以下のとおり節電のご協力をお願い申し上げます。

■節電をお願いしたい期間・時間・節電目標

○2015年度冬季の節電要請期間等

12月1日（火）から3月31日（木）までの平日（12/29～31を除く）
9:00-21:00(九州電力は8:00-21:00)
数値目標なしの節電※

※節電をお願いする期間・時間帯において、無理のない範囲での節電をお願いします。
※ 数値目標なしの節電については、一つの目安として定着節電として見込まれている定着節電値を参考としてください

（参考）今冬の定着節電見込み（2010年度比）

東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
▲2.1%	▲7.8%	▲2.8%	▲3.8%	▲1.9%	▲1.3%	▲4.8%	▲2.8%

■被災された地域の需要家の皆様へ
特に無理のない範囲でのご協力をお願い致します。
（例えば、昼休みの消灯、使用していないエリアのこまめな消灯等）

■寒冷地の需要家の皆様へ
暖房機器の節電に当たっては、特に無理のない範囲でのご協力をお願い致します。

使用最大電力（kW）の抑制について

ピーク期間・時間帯において、それぞれの需要家の2010年度冬季の使用最大電力（kW）の値を目安とした基準からの節電をお願いします。

関西電力管内の事業所Ａの場合＜例＞

2011年1月11日の使用最大電力5,000kWであった関西電力管内における事業所Aが3.8%程度の節電を目指す場合、2015年度冬季における平日（12/29～12/31を除く）9:00-21:00の時間帯は、使用最大電力（kW）が、4,810kW程度となることを目指す。

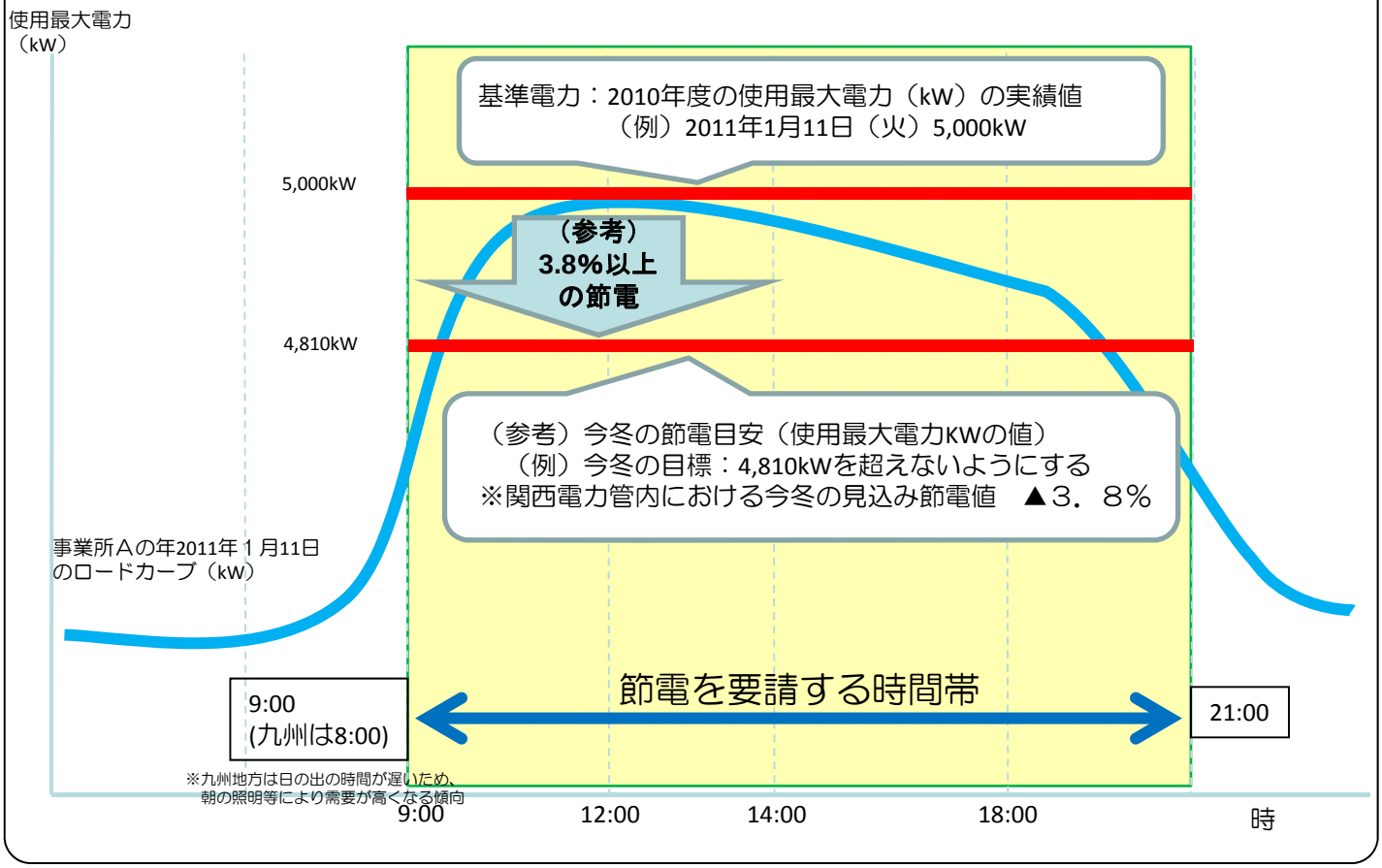

冬季の電力需要の特徴

（1）冬季の電力需要の特徴（夏季との比較）

①冬季のピークは、夏季（14時頃）と異なり、朝・夕を中心に長時間となる傾向。
②夏季に比べ、夜の需要が下がりにくく、昼夜の差が小さい。

冬季と夏季の電力需要の特徴（イメージ）

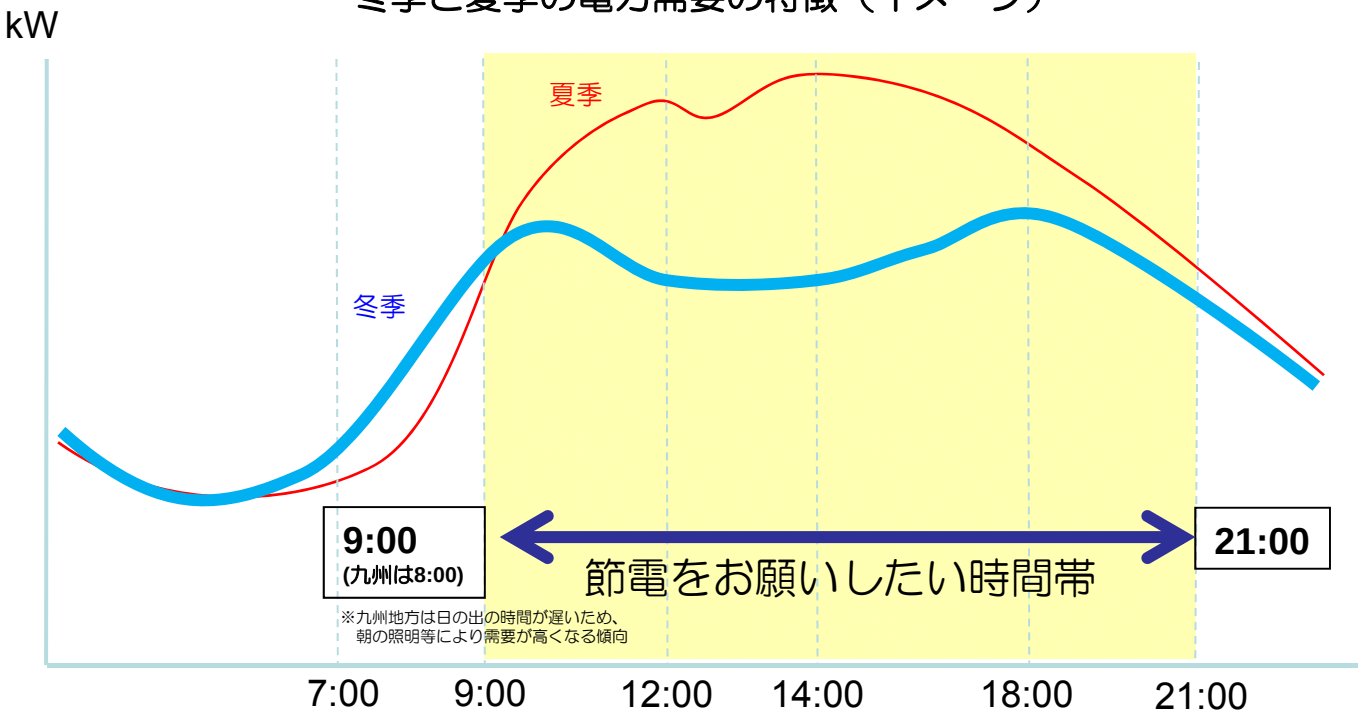

（2）冬季の電力需要の特徴（大口需要家・小口需要家・家庭別の需要構造）

①大口・小口需要家の電力需要は、特に朝10時頃から最大ピークとなる傾向。
②家庭の電力需要は夕方から夜にかけて最大ピークとなる傾向。

冬季平日の電力の使われ方（イメージ）

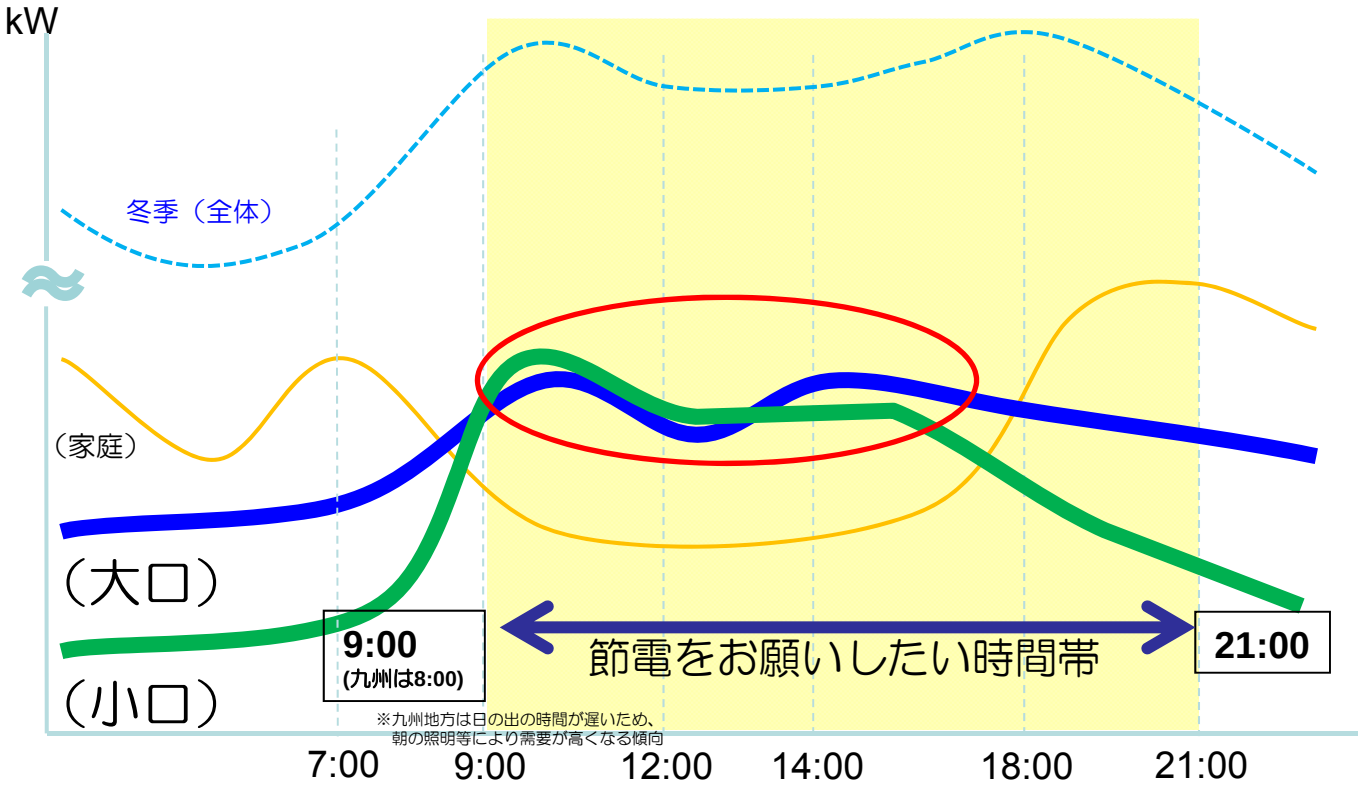

オフィスビル

■ オフィスビルの電力消費の特徴

１日の電気の使われ方（冬季のピーク日）

・電気による暖房を使用するオフィスビルにおいては、館内を暖めるため、午前中にピークとなります。

図１：オフィスビル（事例）における電力需要カーブのイメージ

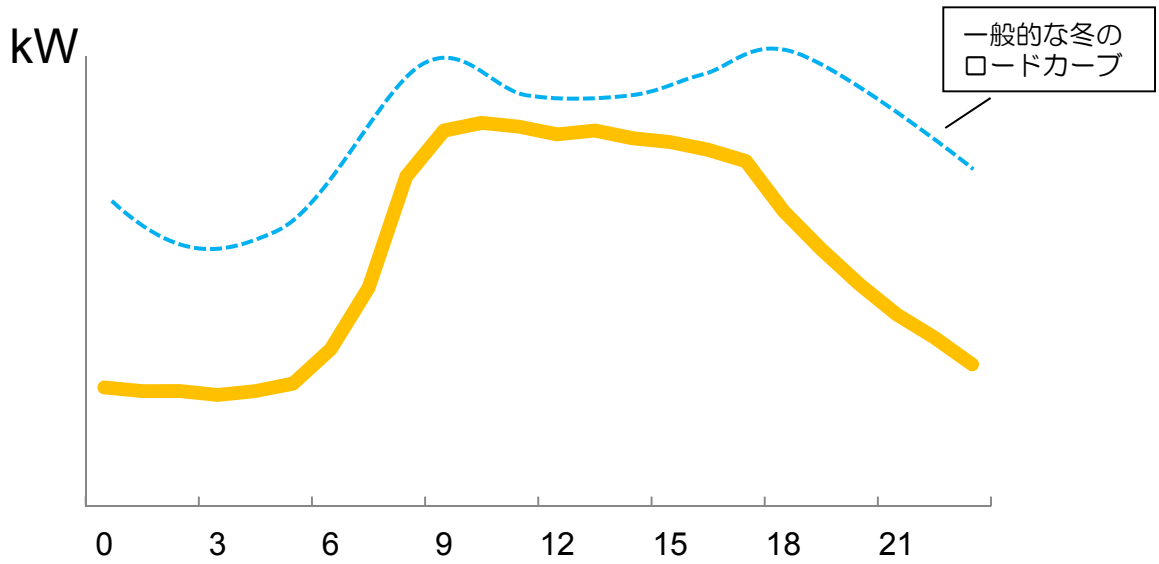

出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（冬季のピーク時断面（例））

・電力消費のうち、空調用電力が約２８％、照明が約３３％、OA機器（パソコン、コピー機等）が約２１％を占めます。

・これらで電力消費の**約８２％**を占めるため、これらの分野における節電対策が効果的です。

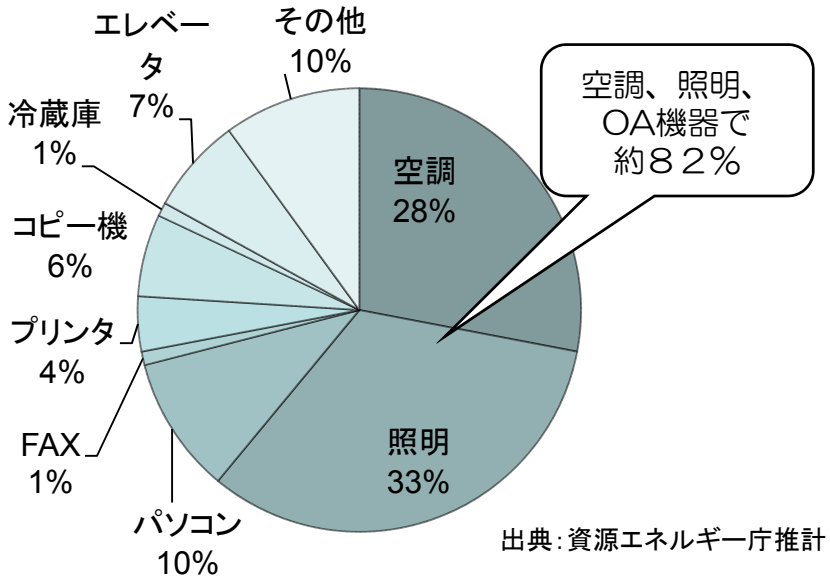

出典：資源エネルギー庁推計

図2：エアコン等の電気による暖房を中心とするオフィスビルにおける用途別電力消費比率

オフィスビル

		建物全体に対する節電効果	実行チェック
５つの基本アクションをお願いします			
照 明	・執務エリアの照明を半分程度間引きする。	8%	
	・使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	3%	
空 調	・テナントは空調のスイッチを切り、オーナーはビル全体が適切な温度になるように調整を行う等、適切な温度管理を行う（次項参照）	4%（3℃下げた場合）	
	・使用していないエリアは空調を停止する。	1%	
OA機器	・長時間席を離れるときは、ＯＡ機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	2%	
さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください			
空 調	・室内のCO_2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する（外気導入による負荷を減らすため）。	4%	
	・夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃がさないようにする。	1%	
	・熱源機（ガス熱源は除く）の温水出口の温度を低めに設定し、熱源機ヒートポンプ等の動力を削減する。	1%	
	・空調機器の一斉の起動を避ける。（運転時間前倒し、フロア毎の時間調整等）	4%（1時間程度の効果）	
メンテナンスや日々の節電努力もお願いします			
照 明	・昼休みなどは完全消灯を心掛ける。		
	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やＬＥＤ照明に交換する。（従来型蛍光灯からＨｆ蛍光灯又は直管形ＬＥＤ照明に交換した場合、約４０%消費電力削減。）		
空 調	・フィルターを定期的に清掃する（２週間に一度程度が目安）。		
	・電気室、サーバー室などで冷房を使っている場合には、可能な限り冷房を使わずに外気を取り入れる。または、空調設定温度が低すぎないかを確認し、見直す。		
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそれらを優先運転する。		
	・暖房と冷房の同時使用による室内混合損失を避ける（次項参照）		
コンセント動力	・ハロゲンヒーター等の暖房機器を個人で使用しない。		
	・温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。		
	・エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。		
	・自動販売機の管理者の協力の下、適切な温度設定等を行う。		
その他	・デマンド監視装置を導入し、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。		
	・コージェネレーション設備を所有している場合は、発電優先で運転する。		
従業員やテナントへの節電の啓発も大事です			
節電啓発	・ビル全体の節電目標と具体的アクションについて、関係全部門･テナントへ理解と協力を求める。（次項参照）		
	・節電担当者を決め、責任者（ビルオーナー･部門長）と関係全部門･テナントが出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。		
	・従業員やテナントに対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。		

※ご注意
- 記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- 空調については電気式空調を想定しています。
- 一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- 方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- 節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意下さい。

ビルオーナー・テナントの皆様へのお願い

■テナントの皆様へのお願い

＜照明＞

オーナーとご相談頂き、ビル全体として適度な明るさになるよう照明の間引きや照度の低下等の節電をお願い致します。

＜空調＞

個別の空調のスイッチをオフにして下さい（オーナー側で空調を集中管理する場合）。

「19℃設定」にすると、オーナーが管理するビル全体の暖房と相まって、自動的に冷房が起動する可能性があります。（下図参照）

■ビルオーナーの皆様へのお願い

＜照明＞

①労働安全衛生法上の照度基準の下限値（300ルクス）を基本にビル全体で調整していただくようお願い致します。（例：750ルクス→400ルクス）

②ビル全体として適度な照度となるよう照明の間引きや照度の低下等、テナントの皆様へのお声掛けをお願い致します。

＜空調＞

①可能な限り電気以外（ガス・石油等）を使用いただくとともに、特に窓際に設置されている空調機器（ペリメーター系）を使用される場合には、冷暖房同時運転による室内混合損失を回避するため（下図参照）、建物全体が適切な温度（19℃）になるようペリメーター系温度設定を室内中心部（インテリア系）の空調温度設定より低くする、午後に温度が上昇したらペリメーター系のスイッチを切る等の対策をお願い致します。注）空調方式によって対策が異なりますので設備管理者とご相談下さい

②テナントの皆様には、不要な個別空調のスイッチをオフにしていただく等のお声掛けをお願い致します。（可能な場合はオーナー様で空調の集中管理をお願い致します。）

＜換気＞

CO_2濃度を管理して頂き、建築物衛生法及び労働安全衛生法上の室内CO_2濃度基準（1,000ppm以下）をベースとし、過度な換気による暖房効率の低下とならないようお願い致します。

図　室内混合損失のケース（例）

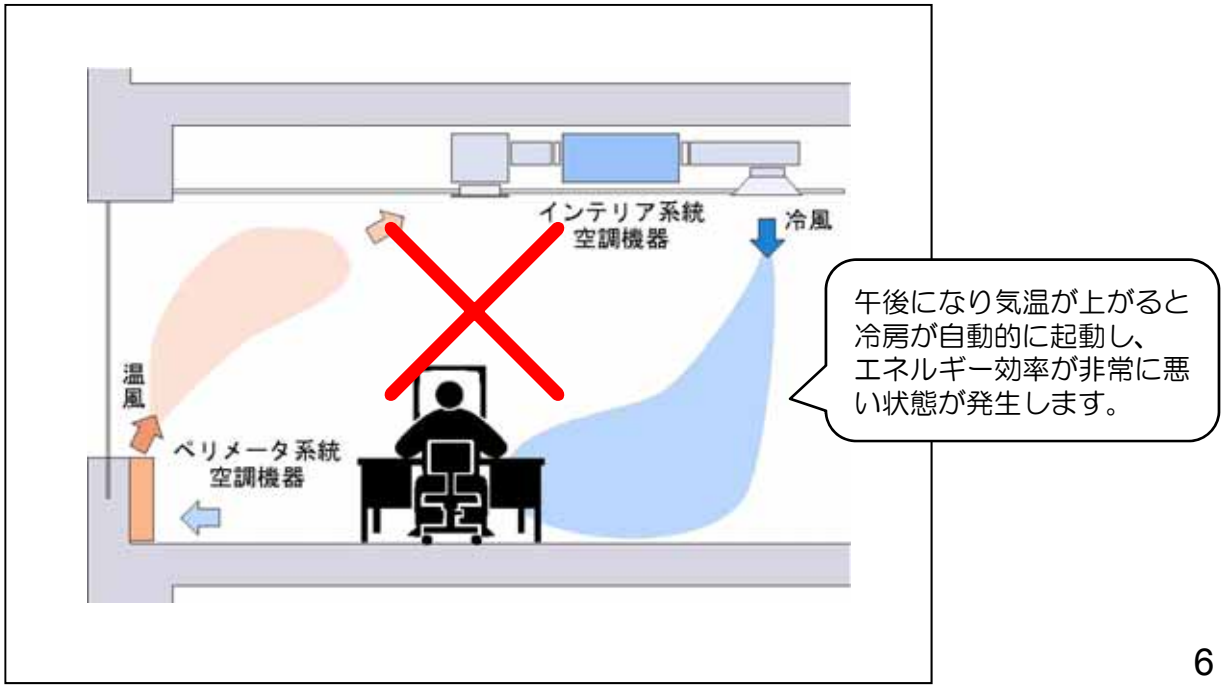

卸・小売店（百貨店、ドラッグストア　など）

■卸・小売店の電力消費の特徴

１日の電気の使われ方（冬季のピーク日）

・平均的な卸・小売店においては、昼間（８時～２１時）に高い電力消費が続きます。

図１：卸・小売店（事例）における電力需要カーブのイメージ

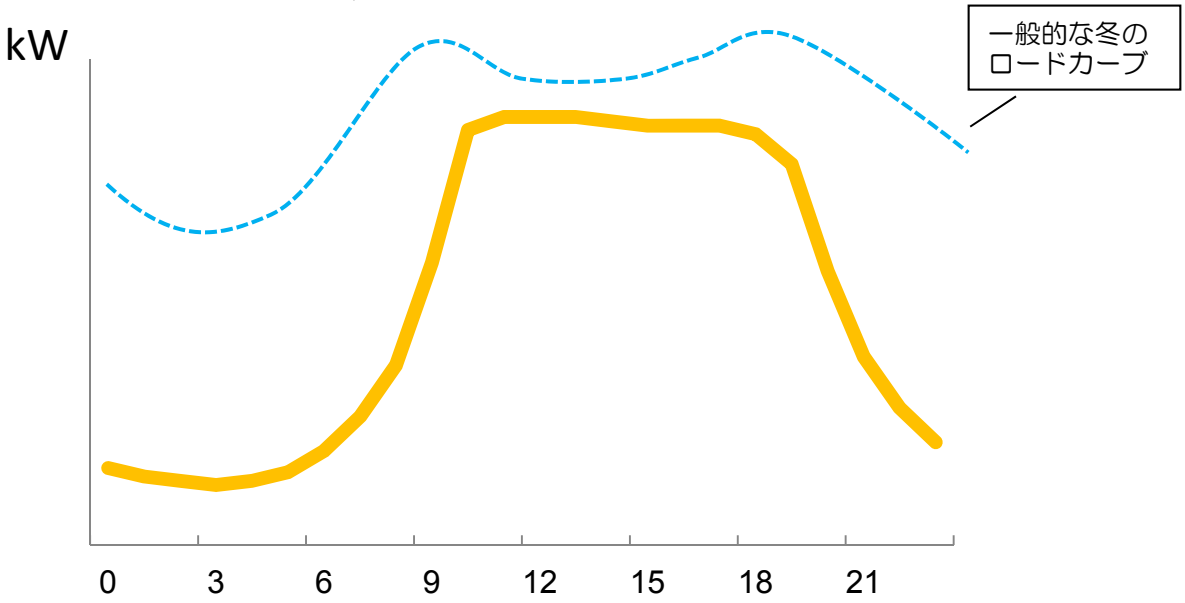

出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（冬季のピーク時断面（例））

・電力消費のうち、空調が約31%、照明が約36%、冷凍冷蔵（冷蔵庫、ショーケース等）が約12%を占めます。

・これらを合わせると電力消費の**約７９%**を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

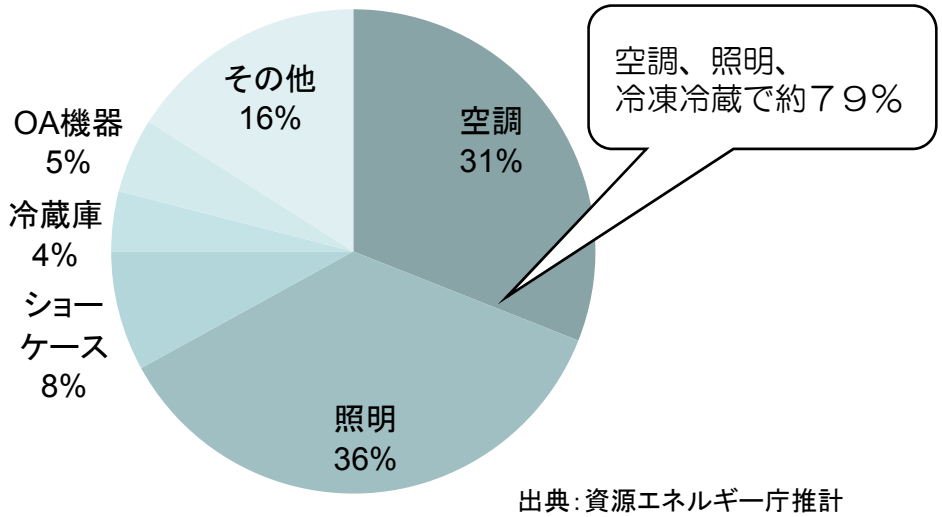

出典：資源エネルギー庁推計

図2：一般的な卸・小売店における用途別電力消費比率

卸・小売店

４つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	実行チェック
照 明	・店舗の照明を半分程度間引きする。	10%	
	・使用していないエリア（事務室、休憩室等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場）の消灯を徹底する。	3%	
空 調	・暖房を使用する必要がある場合、店舗の室内温度を１９℃とする。	8%（3℃下げた場合）	
冷凍冷蔵	・業務用冷蔵庫の台数を限定、冷凍･冷蔵ｼｮｰｹｰｽの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	1%	

さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください			
空 調	・室内のCO_2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。	12%	

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします		
照 明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やＬＥＤ照明に交換する。 （従来型蛍光灯からＨｆ蛍光灯又は直管形ＬＥＤ照明に交換した場合、約４０%消費電力削減。）	
空 調	・使用していないエリア（事務室、休憩室等）は空調を停止する。	
	・室内温度が高い場合は、冷房を使わず、可能な限り外気の導入で対応する。	
	・フィルターを定期的に清掃する（２週間に一度程度が目安）。	
	・暖気を逃がさないよう、断熱フィルム、夕方以降は厚手のカーテン等を活用する。	
	・搬入口やバックヤードの扉を必ず閉め、売場への冷気流入を防止する。	
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそれらを優先運転する。	
冷凍冷蔵	・調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。	
	・冷凍・冷蔵ショーケースの吸込み口と吹出し口には商品を置かないようにすると共に、定期的に清掃する。	
	・オープン型の冷凍・冷蔵ショーケースについては、冷気が漏れないようビニールカーテンなどを設置する。	
コンセント動力	・デモンストレーション用の家電製品などはできる限り電源をオフにする。	
	・温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。	
	・エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	
	・自動販売機の管理者の協力の下、適切な温度設定等を行う。	
その他	・デマンド監視装置を導入し、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	

従業員への節電の啓発も大事です		
節電啓発	・店舗全体の節電目標と具体的アクションについて、従業員へ理解と協力を求める。	
	・節電担当者を任命し、責任者(店長、部門長など)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	
	・従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ご注意
- 記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- 空調については電気式空調を想定しています。
- 一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- 方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- 節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意下さい。

食品スーパー

■食品スーパーの電力消費の特徴

１日の電気の使われ方（冬季のピーク日）

・平均的な食品スーパーにおいては、営業時間帯（10時～２１時）に高い電力消費が続きます。

図１：食品スーパー（事例）における電力需要カーブのイメージ

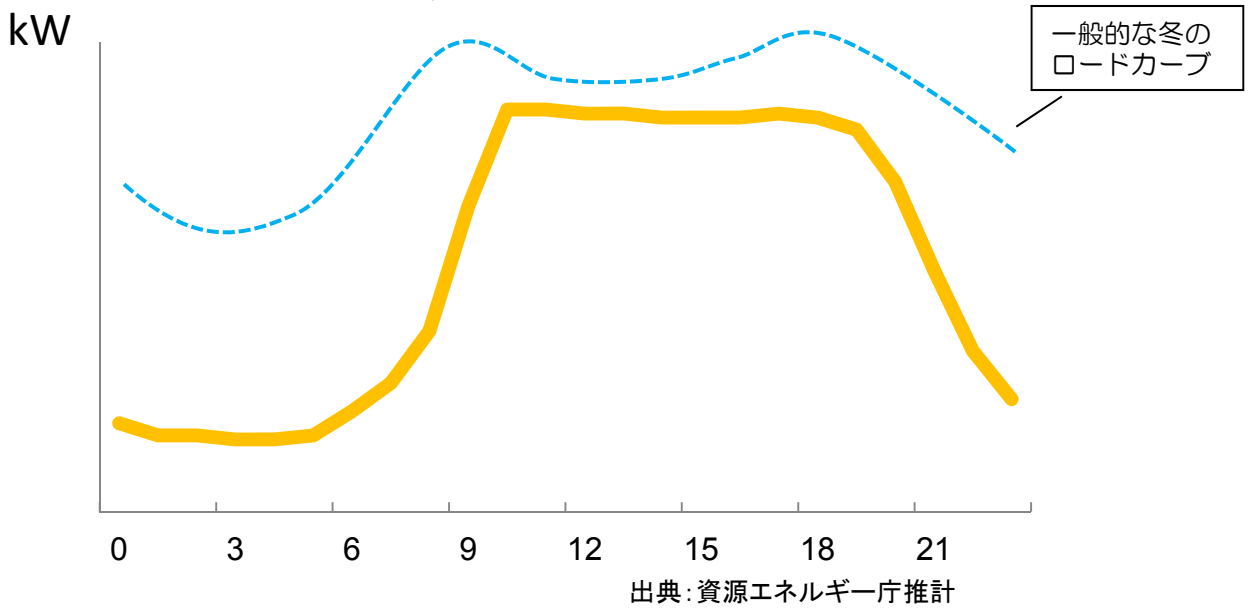

電力消費の内訳（冬季のピーク時断面（例））

・電力消費のうち、冷凍冷蔵（冷蔵庫、ショーケース等）で約４５％、照明(一般照明、ショーケース用照明）が約３１％を占めます。

・これらを合わせると電力消費の**約７６％**を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

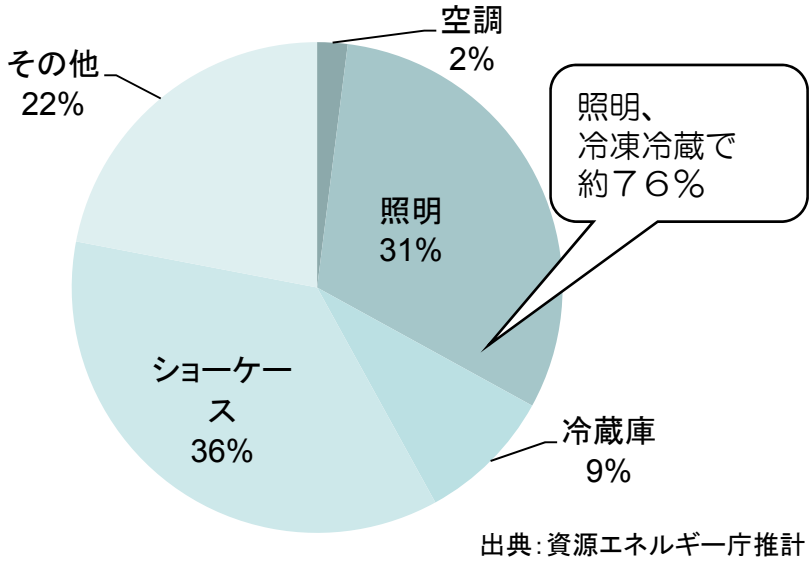

図2：一般的な食品スーパーにおける用途別電力消費比率

食品スーパー

５つの基本アクションをお願いします

		建物全体に対する節電効果	実行チェック
照 明	・店舗の照明を半分程度間引きする。	10%	
	・使用していないエリア（事務室、休憩室等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場）の消灯を徹底する。	2%	
空 調	・暖房を使用する必要がある場合、店舗の室内温度を１９℃とする。	1%未満（3℃下げた場合）	
	・使用していないエリア（事務室、休憩室等）は空調を停止する。	1%未満	
冷凍冷蔵	・業務用冷凍・冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ｼｮｰｹｰｽの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	6%	

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします

		実行チェック
照 明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やＬＥＤ照明に交換する。（従来型蛍光灯からＨｆ蛍光灯又は直管形ＬＥＤ照明に交換した場合、約４０%消費電力削減。）	
空 調	・室内のCO_2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。	
	・暖気を逃がさないよう、断熱フィルム、厚手のカーテンなどを活用する。	
	・フィルターを定期的に清掃する（２週間に一度程度が目安）。	
	・室外機周辺の障害物を取り除く。	
	・搬入口やバックヤードの扉を必ず閉め、売場への冷気流入を防止する。	
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそれらを優先運転する。	
冷凍冷蔵	・冷凍・冷蔵ショーケースの吸込み口と吹出し口には商品を置かないようにすると共に、定期的に清掃する。	
	・オープン型の冷凍・冷蔵ショーケースに冷気流出防止用ビニールカーテンを設置する。	
	・調理機器、業務用冷凍・冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。	
コンセント動力	・温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。	
	・エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	
	・自動販売機の管理者の協力の下、適切な温度設定等を行う。	
その他	・デマンド監視装置を導入し、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	

従業員への節電の啓発も大事です

		実行チェック
節電啓発	・店舗全体の節電目標と具体的アクションについて、従業員へ理解と協力を求める。	
	・節電担当者を決め、責任者（店長･部門長）と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	
	・従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ご注意
- 記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- 空調については電気式空調を想定しています。
- 一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- 方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- 節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意下さい。

医療機関（病院、診療所　など）

■■ 医療機関（病院・診療所等）の電力消費の特徴

１日の電気の使われ方（冬季のピーク日）

・平均的な医療機関（病院・診療所等）においては、昼間（９時～１８時）に高い電力消費が続きます。

図１：医療機関（事例）における電力需要カーブのイメージ

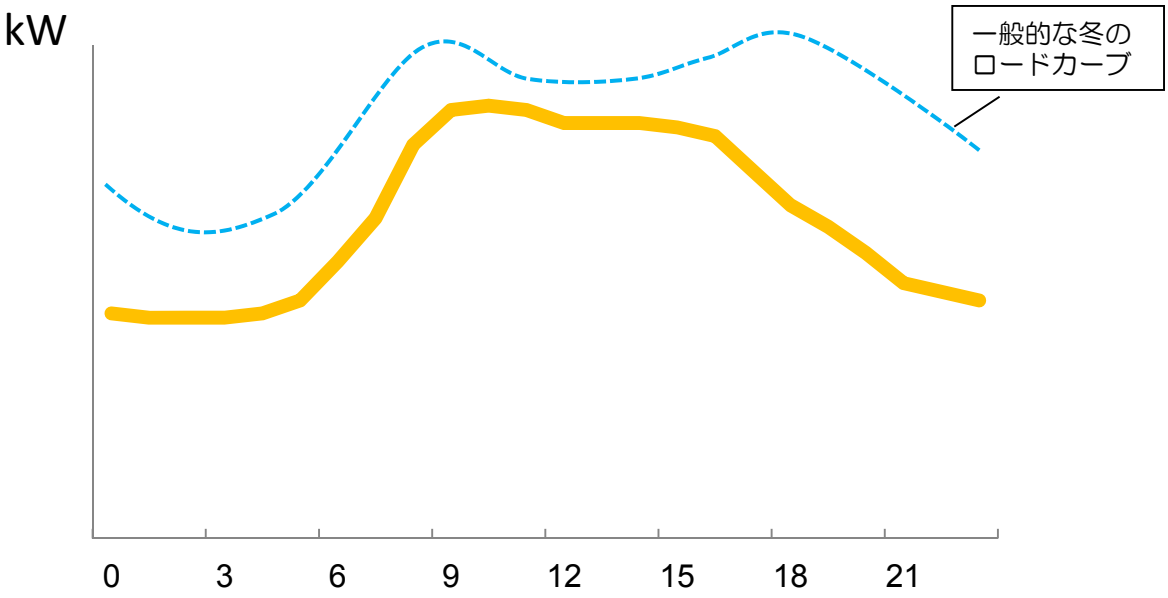

出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（冬季のピーク時断面（例））

・電力消費のうち、空調が約１３%、照明が約５２%を占めます。

・これらを合わせると電力消費の**約６５%**を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

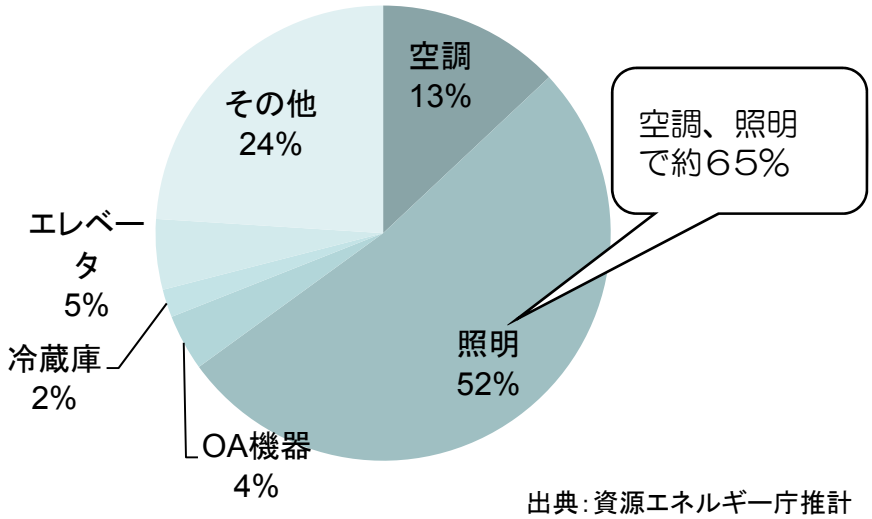

出典：資源エネルギー庁推計

図2：一般的な医療機関における用途別電力消費比率

医療機関

５つの基本アクションをお願いします

		建物全体に対する節電効果	実行チェック
照 明	・事務室の照明を半分程度間引きする。	3%	
	・使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外）は消灯を徹底する。	3%	
空 調	・病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	1%	
	・使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。	1%未満	
	・夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃がさないようにする。	1%未満	

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします

照 明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やＬＥＤ照明に交換する。 （従来型蛍光灯からＨｆ蛍光灯又は直管形ＬＥＤ照明に交換した場合、約４０%消費電力削減。）	
	・病棟では可能な限り天井照明を消灯し、スポット照明を利用する。	
空 調	・フィルターを定期的に清掃する（２週間に一度程度が目安）。	
	・搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流入を防止する。	
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそれらを優先運転する。	
コンセント動力	・調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。	
	・電気式オートクレーブの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。	
	・温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。	
	・エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	
	・自動販売機の管理者の協力の下、適切な温度設定等を行う。	
その他	・デマンド監視装置を導入し、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	

医療機関関係者への節電の啓発も大事です

節電啓発	・節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。	
	・節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務局長など)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的に実施する。	
	・医療機関関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ご注意
- 記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- 空調については電気式空調を想定しています。
- 一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- 方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- 節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意下さい。

ホテル・旅館

■ホテル・旅館の電力消費の特徴

１日の電気の使われ方（冬季のピーク日）

・ホテル・旅館においては、23時以降の深夜～朝9時頃の夜間以外は高い電力消費が続きます。

図１：シティホテル（事例）における電力需要カーブのイメージ

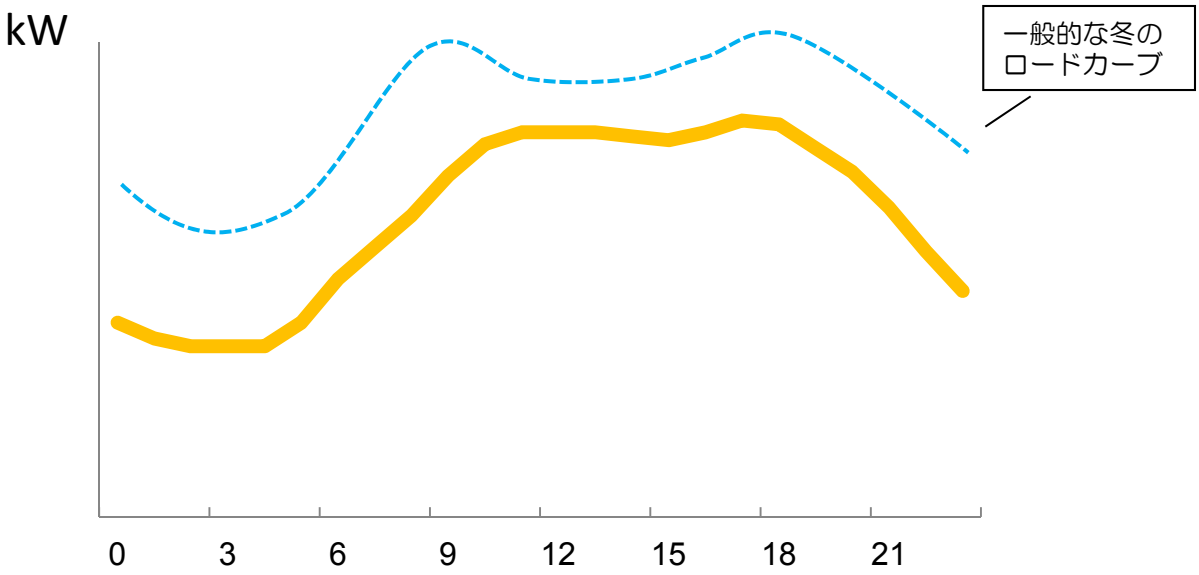

出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（冬季のピーク時断面（例））

・電力消費のうち、空調が約２６%、照明が約３２%を占めます。

・これらを合わせると電力消費の**約５８%**を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

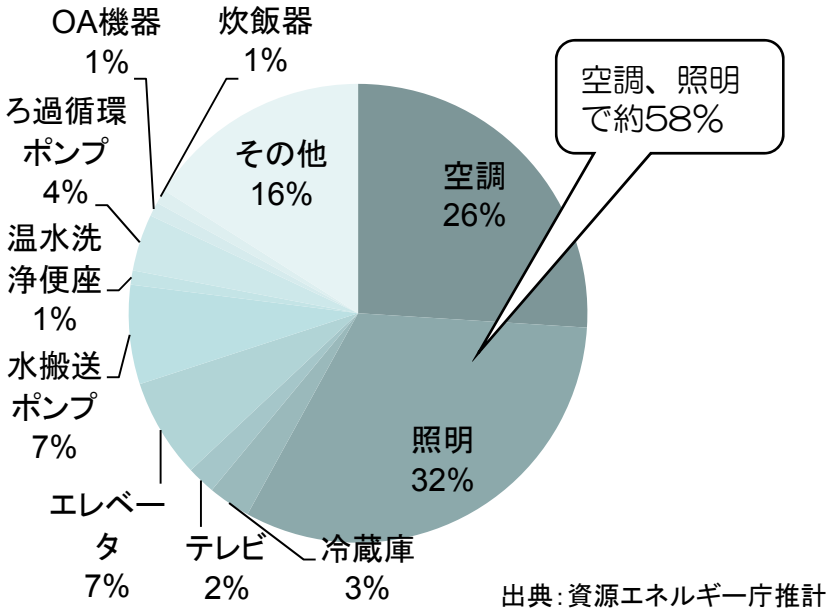

出典：資源エネルギー庁推計

図2：電気による暖房を中心とするホテル・旅館における用途別電力消費比率

ホテル・旅館

３つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	実行チェック
照 明	・客室以外のエリアの照明を半分程度間引きする。	14%	
空 調	・使用していないエリア（会議室、宴会場等）は空調を停止する。	1%	
	・ロビー、廊下、事務室等の室内温度を１９℃とする。	2% （3℃下げた場合）	

さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください			
空 調	・客室外気給気／浴室排気システムの場合は、10時～17時の送風量を50%風量、または停止する。	3%	

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします		
照 明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やＬＥＤ照明に交換する。 （従来型蛍光灯からＨｆ蛍光灯又は直管形ＬＥＤ照明に交換した場合、約４０%消費電力削減。）	
	・宴会場の準備、片付けの際には一般照明のみ点灯し、演出照明（シャンデリア等）は消灯する。	
	・宿泊客への協力要請を通じて、客室の照明を抑制する（使用していない照明の消灯等）。	
空 調	・厨房排気を確認し適正な風量に調節する（過大な場合は外気を誘引してしまうため）。	
	・車の動きが少ない時間帯の駐車場給排気ファンの間欠運転をする。	
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそれらを優先運転する。	
	・暖気を逃がさないよう、遮熱フィルム、夕方以降は厚手のカーテン等を活用する。	
	・宿泊客への協力要請を通じて、客室の空調を抑制する（温度設定を下げる等）。	
コンセント動力	・客室冷蔵庫のスイッチは「切」で待機する。	
	・給湯循環ポンプの10時～17時(空室時)の流量削減または停止する（中央給湯方式）。	
	・温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。	
	・エアタオル等のプラグをコンセントから抜く.	
	・自動販売機の管理者の協力の下、適切な温度設定等を行う。	
その他	・デマンド監視装置を導入し警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	

従業員や宿泊客への節電の啓発も大事です		
節電啓発	・施設全体の節電目標と具体策について、従業員全体に周知徹底し実施する。	
	・節電担当者を任命し、責任者(支配人・部門長など)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的に実施する。	
	・館内での貼り紙などを通じて宿泊客へ節電を呼びかける。	
	・従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ご注意
- 記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- 空調については電気式空調を想定しています。
- 一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- 方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- 節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意下さい。

飲食店（ファミリーレストラン、居酒屋、ファーストフード店　など）

■飲食店の電力消費事例

１日の電気の使われ方（冬季のピーク日）

・24時間型・昼型・夜型など営業種別により営業時間帯が異なり、外気温や入客状況に応じて電力消費の状況が大きく異なります。

図１：飲食店における電力需要カーブの事例

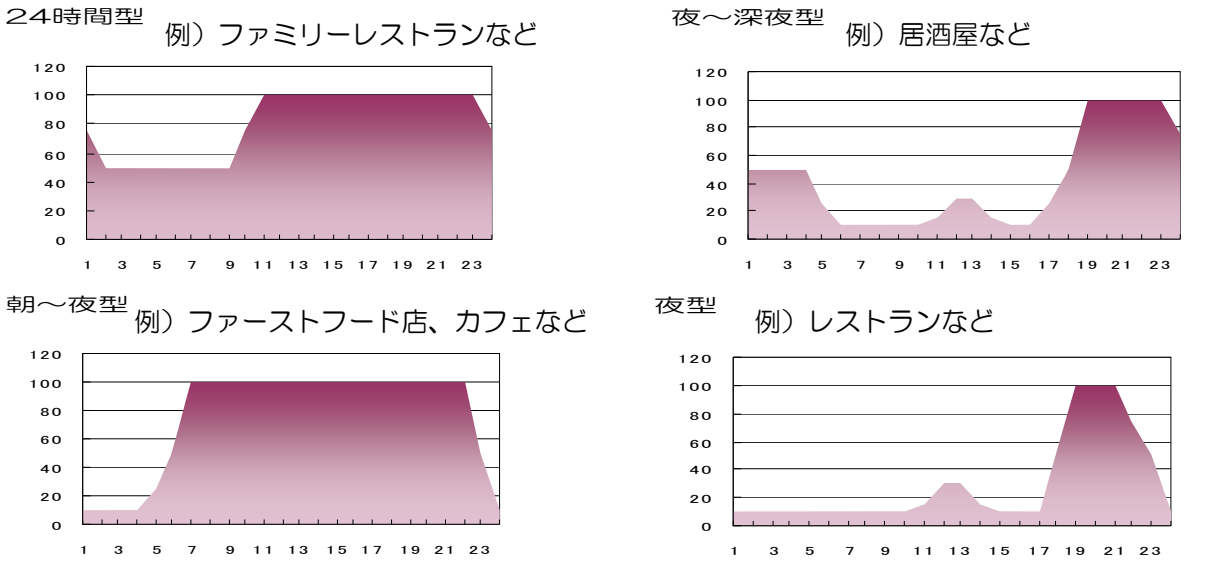

出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（冬季のピーク時断面（例））

・電力消費のうち、空調が約１４%、照明が約２５%、厨房機器等（給湯・冷蔵庫・ショーケース等）で約４７%を占めます。

・これらを合わせると電力消費の**約８６%**を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

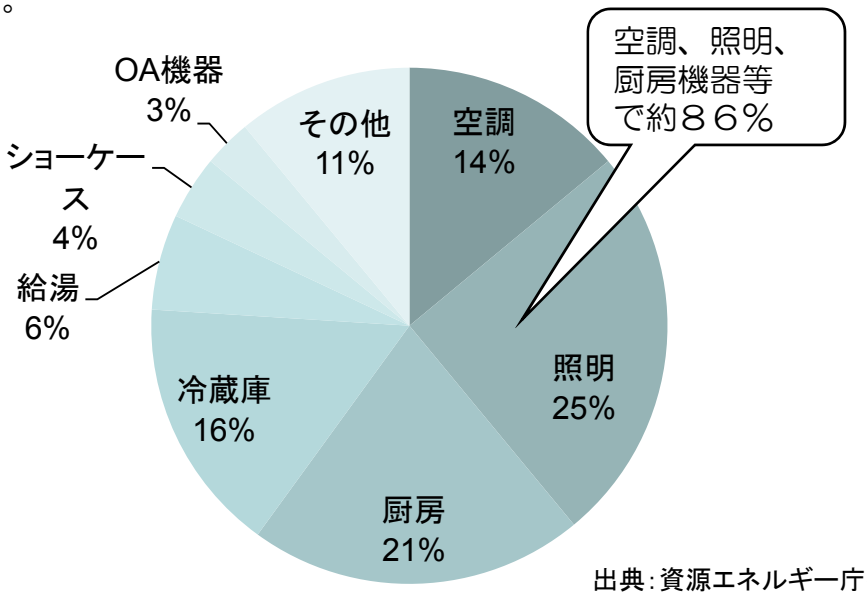

出典：資源エネルギー庁推計

図2：飲食店における用途別電力消費比率の事例

飲食店

３つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	実行チェック
照 明	・使用していないエリア（事務室等）や不要な場所（看板、外部照明等）の消灯を徹底し、客席の照明を半分程度間引きする。	10%	
空 調	・店舗の室内温度を１９℃とする。	2%	
厨 房	・冷凍冷蔵庫の庫内は詰め込みすぎず、庫内の整理を行うとともに、温度調節等を実施する。	1%未満	

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします		
照 明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やＬＥＤ照明に交換する。（従来型蛍光灯からＨｆ蛍光灯又は直管形ＬＥＤ照明に交換した場合、約４０％消費電力削減。）	
空 調	・使用していないエリアは空調を停止する。	
	・フィルターを定期的に清掃する（２週間に一度程度が目安）。	
	・暖気を逃がさないよう、断熱フィルム、夕方以降は厚手のカーテン等を活用する。	
	・ハロゲンヒーターなど、電熱線系の暖房機器の利用を避ける。	
厨 房	・使用していない機器(調理機器など)のプラグを抜く。	
	・調理機器の設定温度の見直しを行う。	
	・業務用冷蔵庫のドアの開閉回数や時間を低減し、冷気流出防止ビニールカーテンを設置する。	
コンセント動力	・温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。	
	・エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	
その他	・デマンド監視装置を導入し、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	

従業員への節電の啓発も大事です		
節電啓発	・店舗全体の節電目標と具体的アクションについて、従業員へ理解と協力を求める。	
	・ 節電担当者を決め、責任者（店長）と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	
	・従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ご注意
- 空調については電気式空調を想定しています。
- 一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- 節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意下さい。

学校（小中高）

■学校（小中高）の電力消費の特徴

１日の電気の使われ方（冬季のピーク日）

・平均的な学校においては、日中（９時～１７時）に高い電力消費が続きます。

図１：公立小学校（事例）における電力需要カーブのイメージ

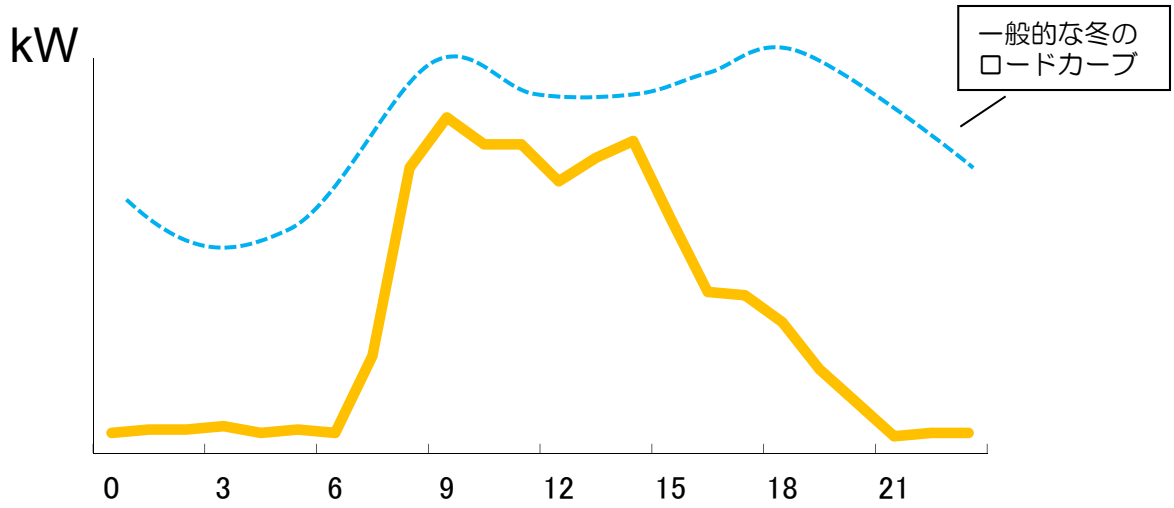

出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（冬季のピーク時断面（例））

・冬季においては、照明が約74％を占めています。

・教室部分に電気を使う暖房機器を設置していない場合が多いため、照明の比率が高くなっていますが、電気を使う空調（エアコン等）を設置している学校については空調の比率が高くなることに留意が必要です。

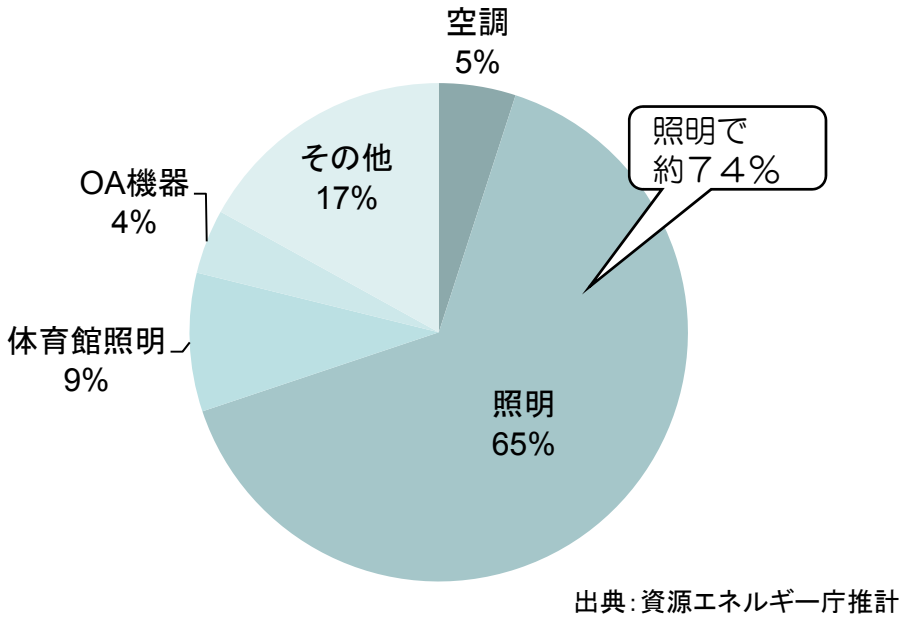

出典：資源エネルギー庁推計

図2：一般的な学校における用途別電力消費比率

学校（小中高）

照明での基本アクションをお願いします

		建物全体に対する節電効果	実行チェック
照 明	・教室、職員室、廊下の照明を間引きする。	15% (約4割減の場合)	
	・点灯方法や使用場所を工夫しながら体育館の照明を１／４程度間引きする。	2%	

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします

照 明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やＬＥＤ照明に交換する。 （従来型蛍光灯からＨｆ蛍光灯又は直管形ＬＥＤ照明に交換した場合、約４０%消費電力削減。）	
	・体育館等で使われる水銀ランプを、セラミックメタルハライドランプに交換する。 （水銀ランプをセラミックメタルハライドランプに交換した場合、約５０%消費電力削減。）	
空 調	・使用していないエリア（教室、音楽室等）は空調を停止する。	
	・暖気を逃がさないよう、断熱フィルム、夕方以降は厚手のカーテン等を活用する。	
	・フィルターを定期的に清掃する（２週間に一度程度が目安）。	
	・特別教室（音楽室、コンピュータ室等）は連続利用する。	
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	
コンセント動力	・待機電力を削減する。（特に冬休み中はパソコン、テレビ等のプラグをコンセントから抜く。）	
	・献立や調理の工夫により食器等を減らして食器洗浄機を使用したり、熱風保管庫の使用時間帯をシフトするなど、ピーク電力を抑制する工夫をする。	
その他	・手洗い等、水の流し放し、水の出しすぎに注意する。	
	・節水こま、泡沫水洗を使用する。	

学校関係者への節電の啓発も大事です

節電啓発	・児童・生徒等に対する節電教育を行い、児童・生徒等の自発的な活動を推進する。	
	・節電担当者を決め、責任者（校長先生等）と関係者が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	
	・学校関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ご注意
- 記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- 空調については電気式空調を想定しています。
- 一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- 方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- 節電を意識しすぎるあまり、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意下さい。

製造業

■ 製造業の電力消費の特徴

１日の電気の使われ方（冬季のピーク日）

昼間操業の需要家（一般的な稼働時間）

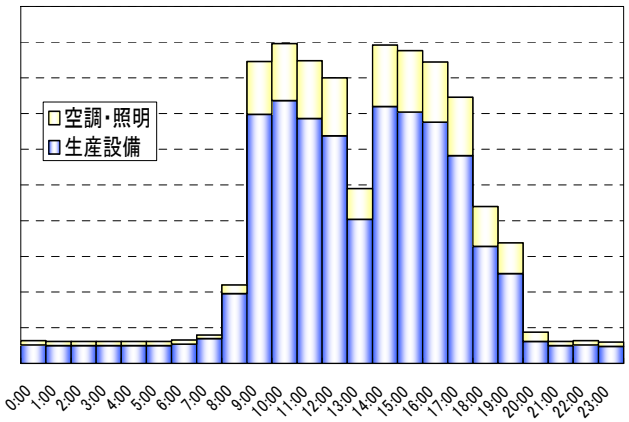

主な業種：金属加工、自動車部品製造、
電気・一般機械製造（組立）　など

負荷設備：生産機械、電気炉、空調・照明 など

昼夜連続操業の需要家（高い稼働時間）

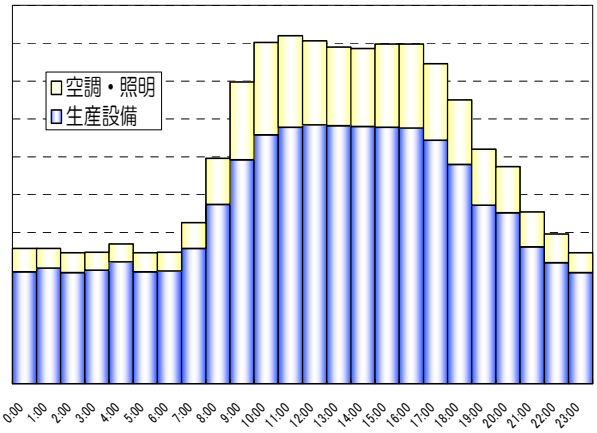

主な業種：食品加工、電気・半導体製造 など

負荷設備：生産機械、空調・照明、
クリーンルーム、冷凍・冷蔵設備 など

電力消費の内訳（冬季のピーク時断面（例））

・電力消費のうち、生産設備が占める割合が高くなっていますが、生産活動に影響を与えないよう、一般設備を中心に節電に取り組んでください。

・生産工程や納期、必要な生産環境（空調）に応じて電力消費形態が異なります。

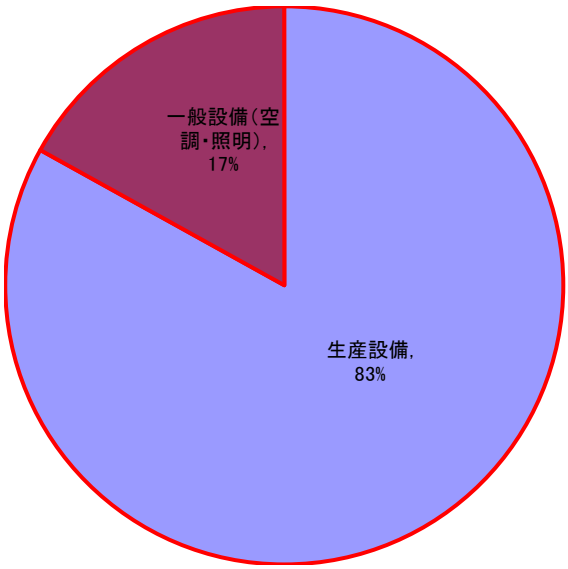

図：製造業の用途別電力消費比率事例

製造業

※製造業は種別ごとに電力使用の形態が大きく異なるため、各設備ごとの節電率を記載しています。

生産設備の節電メニュー	機械・設備毎の節電効果	実行チェック
・不要又は待機状態にある電気設備の電源オフ及びモーター等の回転機の空転防止を徹底する。	-	
・電気炉、電気加熱装置の断熱を強化する。 （節電効果：保温施工の実施例）	7%	

ユーティリティ設備の節電メニュー		
・使用側の圧力を見直すことによりコンプレッサの供給圧力を低減する。 （節電効果：単機における0.1MPa低減時）	8%	
・コンプレッサの吸気温度を低減する[設置場所の室温と外気温を見合いする]。 （節電効果：単機における吸気温度10℃低減時）	2%	
・負荷に応じてコンプレッサ・ポンプ・ファンの台数制御を行う。 （節電効果：コンプレッサ5台システムでピーク負荷60～80%の場合）	9%	
・インバータ機能を持つポンプ・ファンの運転方法を見直す。 （節電効果：弁の開閉状態の確認・調整によりインバータ機能を活用し全圧が80%となった場合）	15%	
・冷凍機の冷水出口温度を高めに設定し、ターボ冷凍機・ヒートポンプ等の動力を削減する。（節電効果：利用側の状況を確認しながら7℃→9℃へ変更した場合）	8%	

（※）生産活動への実質的な影響が少ない一般設備を中心とした節電をお願いいたします。

一般設備（照明・空調）の節電メニュー（※）			
照明	・使用していないエリアは消灯を徹底する。	-	
照明	・白熱灯を電球形蛍光ランプやLED照明に交換する。 （節電効果：白熱灯60W → ①電球形蛍光ランプ、②LED照明、に交換した場合）	①76% ②85%	
空調	・工場内の温度を１９℃とする。 （節電効果：室内温度設定を3℃下げた場合）	27%	
空調	・外気取入量を調整することで換気用動力や熱負荷を低減する。 （節電効果：換気ファンの間欠運転または停止により30%導入量を低減した場合）	34%	

その他の節電メニュー		
その他	・デマンド監視装置を導入し、警報発生時には予め決めておいた節電対策を実施する。	
その他	・設備・機器のメンテナンスを適切かつ定期的に実施することでロスを低減する。	
節電啓発	・節電担当者を決め、責任者（社長・工場長）と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	
節電啓発	・従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

生産用動力の稼働シフトによる電力ピーク抑制		
稼働シフト	・生産用動力の起動を節電時間帯の前にシフトする。	
稼働シフト	・事務作業等の時間を調整し、電力ピークをシフトする。	
稼働シフト	・需給調整契約（料金インセンティブ）に基づく操業シフト。	

※ご注意　・記載している節電効果は、機械・設備毎の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です
そのため、設備内容や利用状況等によって効果は異なる場合があります。
・空調については電気式空調を想定しています。
・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意下さい。

記載例
《オフィスビルの場合》

（参考）

自社の実状に応じてアレンジして下さい。

まずは、５つの基本アクションをお願いします

		建物全体に対する節電効果	実行チェック
照明	・執務エリアの照明を半分程度間引きする。［4分の1］	4~~8~~%	✓
	・使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	3%	✓
空調	・テナント・オーナーによる適切な空調の使用（次項参照）。	4%（設定温度－3℃の場合）	✓
	・使用していないエリアは空調を停止する。	1%未満	
コンセント動力	・長時間席を離れるときは、ＯＡ機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	2%	✓

さらに、節電効果が大きい以下のアクションも選択して下さい

空調	・室内のCO_2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する（外気導入による負荷を減らすため）。	4%	
	・夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃がさないようにする。	1%	✓
	・冷凍機の冷水出口温度を高めに設定し、ターボ冷凍機、ヒートポンプ等の動力を削減する（セントラル式空調の場合）。	1	
	・空調機器のピークシフトを行う。	4%	

メンテナンスや日々の節電のお願い

照明	・昼休みなどは完全消灯を心掛ける。		✓
	・４分の１の照明を従来型蛍光灯からＨｆ蛍光灯に交換する。 ・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やＬＥＤ照明に交換する。 （従来型蛍光灯からＨｆ蛍光灯又は直管形ＬＥＤ照明に交換した場合、約４０％消費電力削減。）	33%×(1/4)×40% ＝約3%	✓
空調	・フィルターを定期的に清掃する（２週間に一度程度が		✓
	・電気室、サーバー室		
	・室外機周辺の障害物		✓
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそれらを優先運転		

自社の実状に応じてフォーマットの対策・数値をアレンジしていただいて結構です。

本計画に盛り込む節電メニューを選びましょう（✓）。
※基本アクションはできるだけ盛り込みましょう。
※実施できないメニューを盛り込む必要はありません。

今冬の節電見込み値（▲1.3%～▲7.8%）以上を目指した節電の取組例

オフィスビルの場合

- 執務エリアの照明を半分程度間引き … ▲ 8%
- 設定温度を19℃にするなど、適切な空調利用を徹底 … ▲ 4%

＝ 合計 ▲12%

ドラッグストア（卸・小売店）の場合

- 店舗の照明を1／4程度間引き … ▲ 5% （＝▲10%×1／2）
- 空調の設定温度を19℃に … ▲ 8%

＝ 合計 ▲13%

食品スーパーの場合

- 店舗の照明を1／4程度間引き … ▲ 5%
- 業務用冷凍・冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄 … ▲ 6%

＝ 合計 ▲11%

シティホテル（ホテル・旅館）の場合

- 客室以外の照明を半分程度間引き … ▲14%

学校（小中高）の場合

- 教室、職員室、廊下等の照明を3割程度間引きする … ▲11%
  （＝▲15%×3／4）

冬の節電＜「でんき予報」と緊急時のお願い＞

「でんき予報」のご案内

でんき予報が、オレンジ・赤となった場合には、一層の節電にご協力をお願い致します。

需給状況	安定した需給状況	やや厳しい需給状況	厳しい需給状況	大変厳しい需給状況
使用率	92%以下	92%超過～95%以下	95%超過～97%以下	97%超過

（九州電力の例）

緊急時の一層の節電のお願い

気温の急激な低下や、発電所のトラブル停止などにより、
需給ひっ迫が想定される場合には、停電回避のため、
政府より、予め「電力需給ひっ迫警報」を発令し、
緊急の節電をお願いさせて頂く場合があります。

前日夕方～

・需給ひっ迫警報の発令
・TV、ラジオ、新聞、町内放送、ホームページ、予め登録頂いたメール
の宛先（最終ページ）等により企業、家庭に継続的にお知らせ。

当日朝～

・需給ひっ迫警報の発令
・TV、ラジオ、新聞、町内放送、ホームページ、予め登録頂いたメール
の宛先（最終ページ）等により企業、家庭に継続的にお知らせ。

3～4時間前

・「緊急速報メール」で携帯電話に一斉にお知らせ。
（一定の予備率が確保された場合には配信しない）

※状況に応じて運用の変更があり得ます。

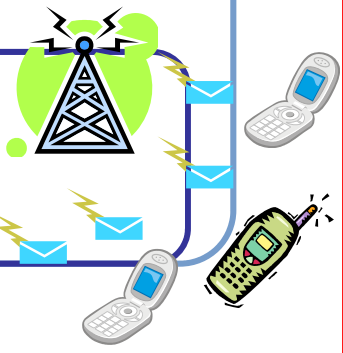

需給のひっ迫による停電等を回避

冬の節電＜節電・電力需給に関する情報等＞

Webサイトでの情報紹介

政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」
http://setsuden.go.jp
経済産業省ホームページ
http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html

「需給ひっ迫 お知らせサービス」

万一、電力需給のひっ迫が予想される場合に、携帯電話・スマートフォンに、お知らせします。ぜひ、ご登録をお願いいたします。

〔携帯電話〕
右のQRコード、またはhttp://touroku.setsuden.go.jpにアクセス
〔スマートフォン〕
“App Store”または“Google Play”にアクセスし、“節電アクション”で検索

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※App Storeは、米国およびその他の国々で登録されたApple Inc.の商標または登録商標です。
※Google、Google Playは、Google Inc.の商標または登録商標です。

節電・省エネに関する出張説明会　など

地方自治体や公的な組織、民間の業界団体などが参加費無料で開催する節電・省エネに関する説明会に、節電・省エネの専門家を無料で派遣する「無料講師派遣」を実施しています。また、工場やオフィスビル等における無料の節電・省エネ診断を行う「無料節電診断」「無料省エネ診断」も実施しています。

対象事業者・申込方法等は、節電・省エネ診断等に関するポータルサイトをご確認ください。

http://www.shindan-net.jp/

節電・電力需給に関するお問い合せ

経済産業省　03-3501-1511（代表）

冬季の省エネルギー対策について

平成２７年１０月３０日
省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

東日本大震災以後の電力需給のひっ迫に対し、これまで政府においては夏季及び冬季に電力需給対策を取りまとめ、供給力の確保に最大限の努力をするとともに、需要面においては国民各層に対し節電の要請を行ってきたところである。この一環として、２０１５年度冬季については、政府において、本年１０月３０日、「２０１５年度冬季の電力需給対策について」を決定した。

他方、省エネルギーについては、持続的な取組もまた重要である。オイルショック以降、エネルギー消費量が大幅に増加した民生部門（住宅・ビル等）を中心に、エネルギー需要増大への対策が大きな課題となっている。近年の、シェールオイルの増産等を背景に、原油価格が下落しているものの、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景として、中長期的には、化石燃料の市場価格に対する上昇圧力は依然として高いと言える。こうしたエネルギー価格の不安定化は、国民生活全般及び事業者の経済活動に対して、大きな影響を与える要因となっている。特に大半の化石エネルギーを海外からの輸入に依存する我が国においては、エネルギー効率の向上を徹底して進め、エネルギー供給量や価格変動に柔軟に対応できる社会経済を築く必要がある。さらに、世界は地球温暖化という共通の課題に直面しており、この解決に向けて、全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築を実現するとともに、国内外のエネルギー効率の改善を一層促進することも必要である。

このような状況にあって、本年７月に総合資源エネルギー調査会において「長期エネルギー需給見通し」を決定し、徹底した省エネルギーを推進し、２０３０年度までに５，０３０万kl程度の省エネルギーを実現することが示された。また、同７月、地球温暖化対策推進本部にて、温室効果ガスを２０３０年度に２０１３年度比２６％減、２００５年度比２５．４％減少させるという削減目標を含む、我が国の約束草案を決定したところ。これらを実現・達成するためには、行動喚起型の国民運動を実施するとともに、産業界や政府が徹底した省エネルギー対策を実施する必要がある。

本会議では従来より、エネルギーの需要が増大する夏季及び冬季に、省エネルギーの重要性を踏まえ、取組を浸透させるため、省エネルギー対策を決定し、政府自らの取組を確認するとともに、各方面に省エネルギーへの取組を呼び掛けてきた。２０１５年度冬季については、「長期エネルギー需給見通し」が決定したとともに、電力需給対策に積極的に取り組む必要が引き続き高いことから、各府省庁が関係業界等に対して、省エネルギー・節電に関する協力要請を行うよう徹底するとともに、省エネルギー対策が電力需給対策にも

貢献するよう両者が一体となる形で決定し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進することとする。

Ⅰ．国民運動の展開

２０１５年７月から、関係省庁をはじめ様々な企業・団体・自治体等と連携しながら、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などを賢く選択する国民運動「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」を開始しており、省エネルギー・省ＣＯ２につながる新しいライフスタイルへの変革・行動喚起を呼びかけるなど、我が国を省エネルギー・低炭素社会に転換していくための取組を展開している。

省エネルギーは我慢を強いることではなく、無駄を省いて快適に生活するというものであり、各分野における省エネルギー行動の変革促進を一層進めるためには、省エネルギーについて一人でも多くの人に効果的に理解してもらうことが必要である。

このような観点を踏まえ、省エネルギーに係る情報提供を行い、具体的な行動に結びつけていくため、下記の取組を進める。

・省エネルギー対策に対する国民各層の理解と協力を得るため、省エネルギー関連の展示会への政府出展や家電製品の省エネルギー性能カタログによる情報発信、省エネルギー月間の広報など、産業、民生（業務・家庭）、運輸の各部門において、きめ細かな情報提供及び普及啓発活動等を実施する。

・現在、節電協力要請期間に実施している全国的な国民参加型の節電・省エネルギーキャンペーンを継続・拡大強化して実施する。

・ウォームビズの実施徹底を促進し、実施率のさらなる引き上げを図る等、「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」の推進を通じたライフスタイルの転換を呼びかけていく。

・自治体の庁舎・建築物の省エネ改修・建替えを進め、地域の省エネの先進事例として、地域全体への波及効果を含めて地域の省エネ化を実現する。

・各家庭のライフスタイルに合わせた省エネルギー、省ＣＯ２対策を提案し、効果的な対策に結びつける「家庭エコ診断」を引き続き実施し、更なる認知度の向上を図る。

・徹底した省エネルギーを確実に達成するため、省エネルギー型の製品・サービスを選ぶ具体的な行動を喚起するための国民運動を実施する。具体的には、省エネルギー型家電製品への買替えを促進するなど、様々な製品・機器において、旧式のものから省エネルギーへの買替えを進めて行く。

Ⅱ．産業界等に対する周知及び協力要請

以下に掲げる事項について、政府は産業界等（関係団体、関係業界、地方公共団体及びＮＰＯ等）に対し、事業者及び家庭等に省エネルギー・節電の呼びかけを行うよう、

協力を要請する。特に冬季においては暖房の需要が増加することに鑑み、住宅・ビル等を中心に節電・省エネルギー推進について協力を要請する。

また、本年１０月３０日に決定された「２０１５年度冬季の電力需給対策について」において提示された「冬季の節電メニュー（事業者の皆様)」及び「冬季の節電メニュー（ご家庭の皆様)」に沿った取組を行うことが重要であり、これらが省エネルギーの取組と一体となるものとして推進されるよう、これらについて併せて協力を要請する。

その際、無理のない範囲で省エネルギー・節電に取り組むべき旨を併せて周知する。

１．住宅・ビル等関係について

① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止を図るため、省エネ法に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減など的確な設計及び施工を行うこと。積極的なエコ住宅の新築や断熱改修等のエコリフォームに努めること。

また、ディマンドリスポンスに対応した時間帯別・季節別の電気料金メニューが選択できる場合はその活用に努めるとともに、エネルギー管理システム（ＢＥＭＳ・ＨＥＭＳ等）の導入により、ビルの運用方法、住宅の住まい方の改善によるピーク対策及び省エネルギーに努めること。

ビル等においては、特に電力需給の状況が厳しい地域において節電・省エネ診断やＥＳＣＯ診断等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法の見直し等により、節電や省エネルギー化を進めること。

② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、ＯＡ機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、省エネ法に基づくトップランナー基準の達成状況を示す省エネルギーラベル[図１]及び国際エネルギースターロゴ[図２]の表示、また、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報[参照１]やスマートライフジャパン推進フォーラムの活動［参照２］を参考としつつ、省エネルギー性能の高い機器の選択に努めること。選択に当たっては、初期投資負担を伴うものの、これが中長期スパンで回収できることに留意すること。

特に、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、照明、電気便座の購入に当たっては、省エネルギーラベルによるトップランナー基準の達成状況のみならず、より省エネ性能の高い製品を選択する観点から、統一省エネルギーラベル[図３]による５段階

の省エネ性能表示に留意し、トップランナー制度の対象機器に追加された電球形ＬＥＤランプを含め、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めること。消費者による上記取組を促すため、エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者（通信販売等を行う事業者も含む）は、省エネルギーラベル、国際エネルギースターロゴ、統一省エネルギーラベルの表示により、機器のエネルギー消費効率を消費者にわかりやすく示すとともに、機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つのか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかについてきめ細かな情報提供に努めること。

［参照１］資源エネルギー庁ホームページ（省エネ型製品情報サイト）
https://seihinjyoho.go.jp/
［参照２］スマートライフジャパン推進フォーラムホームページ
http://smart-life-japan.jp/

［図１］省エネルギーラベル（例）

［図２］国際エネルギースターロゴ

［図３］統一省エネルギーラベル（例）

２．工場・事業場関係について

① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく適切なエネルギー管理を実施するほか、一層の省エネルギーを進めるため、以下に掲げることを実施すること。

・事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。
・省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。
・省エネ法の「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」に基づく電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更など、電気需要平準化に資する措置を実施すること。

なお、省エネ法に基づく手続等の詳細については、資源エネルギー庁のホームページを参照すること。

[参照]資源エネルギー庁ホームページ

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/

② 自主的な省エネルギーへの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会傘下の業種をはじめとして、２０２０年及び２０３０年に向けた産業界の地球温暖化対策の自主的取組である低炭素社会実行計画を策定している事業者にあっては、その実現に向け、工場・事業場において技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の事業者においても、参加する業界団体等と連携して計画の早期策定に努めるとともに、策定に至るまでの間も自主的・計画的に省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

３．運輸関係について

① 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、省エネ法の判断基準に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時の移動並びに休暇におけるレジャー等の人の移動においては、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

③　エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、省エネルギー基準を踏まえ、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④　エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ１０のすすめ（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（ＶＩＣＳ及びＥＴＣ２．０サービスの活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努める。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

４．その他

①　ＩＳＯ５０００１の導入検討

ＰＤＣＡサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギー管理システム規格（ＩＳＯ５０００１）の導入を検討すること。

［参照］資源エネルギー庁ホームページ（ISO 50001 ポータルサイト）
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/iso50001/

②　省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直し等により残業を削減する等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけ、自ら省エネルギーを実践するための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

③　地域における各機関の連携等

地域の特性を踏まえた省エネの取組を推進するため、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議などを通じて、各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図ること。

Ⅲ．政府としての取組

２０１５年７月に決定した「長期エネルギー需給見通し」では、２０３０年度に５，０３０万ｋｌの省エネルギーを行い、石油危機後並みの大幅なエネルギー効率改善を実現するという野心的な目標を掲げている。また、同７月、地球温暖化対策推進本部にて、温室効果ガスを２０３０年度に２０１３年度比２６％減、２００５年度比２５．４％減少させるという削減目標を含む、我が国の約束草案を決定したところ。政府は、これらの実現・達成に向けて、まず自らが率先して徹底した省エネルギーを進める必要がある。この観点から、以下に掲げる事項等を着実に実施することとする。具体的には、「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成２５年３月１５日、地球温暖化対策推進本部決定）において、「政府は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進する」とされていることから、従来の「京都議定書目標達成計画」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）」に基づく取組と同等以上の取組を進めるとともに、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）」に基づく基本方針等を踏まえることとする。また、地方公共団体等に対し同様の取組を行うよう強く協力を要請する。

さらに、「２０１５年度冬季の電力需給対策について」を踏まえながら、省エネ法の適切な運用に努めるとともに、節電要請期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

１．設備・機器関係について

① 空調に関すること

・使用していないエリアは可能な限り空調を停止し、暖房を使用する場合は室温１９℃を徹底すること。

・換気量を適切に調整するなど、エネルギー消費についてきめ細かな管理を行うこと。なお、コンピューター室のエアコンの温度についても、コンピューターの性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を調整するなどの適正な運用に努めること。

・執務室で快適に過ごせるよう、機能性素材のインナーやセーター等の着用、ひざ掛けがわりにストール等の利用、体が温まる食事や飲み物の摂取、カイロや湯たんぽ等の小物の活用、上下３階程度の階段利用等の運動の奨励等の「ウォームビズ」を励行すること。

② 照明に関すること

・照明は、業務上特に必要な照度を確保しつつ大幅に削減し、使用していない箇所の消灯を徹底すること。

・廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯を実施すること。

・庁舎等で使用している白熱電球については、特段の支障がない限り原則的に全廃し、トップランナー基準を満たしている電球形ＬＥＤランプや電球形蛍光ランプ等に切替え、蛍光灯器具についても旧型はＬＥＤ照明器具等のより消費電力の少ないものへの切替えを推進すること。なお、切替えに当たっては、中長期スパンでの投資回収にも留意すること。

・水銀灯やメタルハライドランプを使用している場合は、ＬＥＤ照明器具やセラミックメタルハライドランプへの切替えを推進すること。

③ 電気機器等に関すること

・席を長時間外す際にはパソコンをこまめにシャットダウンするほか、節電ソフト等によりディスプレーの輝度を落とし、またスリープモード等を活用すること。

・プリンタ、コピー機、ＦＡＸについても、スリープモードを最大限活用し、使用頻度の少ない又は使用していないＯＡ機器のプラグはこまめに抜いて、業務に支障のない範囲で待機電力を削減すること。

・電気ポットやコーヒーメーカー等の使用は極力控えること。

・暖房便座、温水洗浄便座の設定温度を下げ、不使用時はふたを閉めること。

・執務室で使用する冷蔵庫等は、大幅に集約し、数を削減するとともに、エネルギーを多く消費する旧式のものの廃止又は買換えを計画的・重点的に進め、買換えに当たっては、事業者等が提供するエネルギー消費効率のトップランナー基準に関する情報を参考としつつ、より省エネルギー性能の高い機器を選択すること。これらの機器の新規の購入の際も同様とすること。

・庁舎内の冷水器や自動販売機の設置台数を見直すとともに、省エネルギー性能のトップランナー基準を満たしている自動販売機を設置すること。

・自動販売機の照明を消すよう要請すること。

２．自動車関係について

① 低公害公用車・次世代自動車の導入促進

・一般公用車については低公害車の導入比率１００％を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても、次世代自動車も含めた数値目標を掲げて低公害車化を図ること。

・入札に付する契約については、購入価格及び環境性能を総合的に評価し、最も優れた者と契約する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。
・燃料電池自動車等の次世代自動車については率先導入すること。

② 公用車の効率的利用と自転車の積極的利用

・公用車等の効率的利用等を図るとともに、併せて職員及び来庁者に自動車利用の抑制・効率化を呼び掛け、公共交通機関の利用を推進すること。
・霞が関の中央官庁において、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する「霞が関ノーカーデー」を実施し、公用車の共同利用等の対策に重点的に取り組むこと。
・有料道路を利用する公用車については、ＥＴＣ車載器を設置すること。
・運転手及び職員への省エネルギー運転講習の実施などを通じて、エコドライブ１０のすすめ（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の積極的な実践を推進すること。
・自転車の共同利用を積極的に導入するとともに、利用しやすいよう手続等の配慮をすること。

３．庁舎関係について

① 庁舎等の省エネルギー化に向けた対応

地方支分部局を含めた庁舎や公務員宿舎の整備に当たっては、太陽光発電、高効率照明、高効率給湯器、高効率空調機、燃料電池、低放射複層ガラスや二重窓等の高断熱窓・ガラス、高性能断熱材等のエネルギー消費効率を改善するための設備・機器等を可能な限り幅広く導入し、省エネルギー化に努めること。なお、導入する設備・機器等の選択に当たっては、中長期スパンでの投資回収にも留意すること。

庁舎で使う燃料についてもバイオマス燃料、都市ガス等の温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

② グリーン庁舎の整備及び調達

建築物の計画から建設、運用、廃棄にいたるまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮した「グリーン庁舎」の整備を推進すること。また、必要に応じて省エネルギー診断を実施し、省エネルギー化を重点的に実施するなど、省エネルギーに資する適正な施設の運用管理を徹底すること。

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を

含む技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた技術提案を行った者を特定する方式（環境配慮型プロポーザル方式）を採用すること。

③　庁舎のＥＳＣＯ事業導入の検討

地方支分部局を含めた庁舎の省エネルギー化を進めるため、既にグリーン診断や簡易ＥＳＣＯ診断が行われている場合も含め、可能な限りＥＳＣＯ事業の導入を検討すること。なお、検討に当たっては、環境配慮契約法により国庫債務負担行為について１０年に延長されたことに留意すること。

４．省エネルギーの普及啓発等について

①　今冬における省エネルギーと節電が一体となった普及活動

地域での省エネルギー・節電の普及活動を行い、特に需給状況の厳しい地域では、イベント等を通じて地域の住民等に積極的に省エネルギー・節電の呼びかけを行うこと。

なお、政府が主催するイベント等の実施に当たっては、会場の暖房温度を適正に保ち、省エネルギーに努めるとともに、民間に委託して行う際には、併せて可能な限りグリーン電力の活用に努めること。また、政府が後援等をする民間のイベント、会議等についても、同様の取組が行われるよう促すこと。

また、省エネルギーや節電に関し、国における取組内容等の情報提供を行うこと。

②　省エネルギー教育の充実

子供等の若年層が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身に付けられるよう、学習機会や広報の充実を図るとともに、学校、企業等に対し、子供等の若年層が省エネルギーの重要性についての理解を深めることができるような場の提供等について協力を求めること。

③　省エネルギー型ライフスタイルの定着

・国民にとって省エネルギーが、我慢、節制という消極的なイメージ（生活像）ではなく、２１世紀における新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図ること。

・食生活、ファッション、住環境等の行動様式等について、パンフレットや出前講座等による情報提供を通じて、その実践・普及を図るなど、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図り、省エネルギー型の新しいライフスタイルの定着を図ること。

④　各府省庁による普及広報活動

各府省庁は、別紙の「冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及活動に努めること。

５．その他

①　電気供給契約における環境配慮

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等）を定めた上で、上記資格を満足する者の中から落札者を決定する方式（裾切り方式）を活用する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。

②　ヒートアイランド対策の推進における連携

ヒートアイランド現象は、地域性が強い問題であり、かつ広範な社会・経済活動と結びついていることから、ヒートアイランド対策の推進においては、地方公共団体、事業者、住民など関係者と十分に連携しながら、対策を進めていくとともに、地球温暖化対策、都市政策、交通政策、エネルギー政策等、関連する分野との連携を図り、地域全体のヒートアイランド軽減に向けて取り組むこと。

③　エネルギー使用量の把握及び職員の意識向上

フロア等の空調、照明等のエネルギー使用量を適切に把握し、エネルギー使用機器を最適に制御するため、ビルエネルギーマネジメントシステム（ＢＥＭＳ）の導入・活用を検討するとともに、把握したエネルギー使用量を、エネルギーの使用者である職員向けに適切な形で公開するなどして、職員の省エネルギーへの実践意識を高めるよう努めること。

以上の政府としての取組の措置を講ずることにより、国の各行政機関におけるエネルギー使用量を前年度冬季（１１月～３月）比で削減するように努めること。また、その効果を把握し、その後の対策にいかすため、アンケート調査等により実施状況のチェック・アンド・レビューとその公表を行う。

○ 冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動

省　庁	実　施　す　る　普　及　広　報　活　動
内閣官房	1．「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
内閣法制局	1．「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
内閣府	1．政府広報を通じ、冬の省エネルギーの普及広報活動を行う。 2．ホームページ掲載を通じ、省エネルギーの普及促進を図る。 3．関係団体に対し、冬季の省エネルギー対策の一層の推進について要請する。
消費者庁	1．省エネルギーの普及促進や、消費生活に関する情報発信の際に省エネルギーの趣旨・意義が反映されることを図るため、「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、庁内等に周知する。
総務省	1．情報通信産業の関係団体等に対し、テレワーク等の情報通信技術を活用した交通代替や自動車交通の円滑化、物流の効率化など省エネルギーに資する情報通信利用の普及に努めるとともに、省エネルギーの一層の周知徹底を図るよう要請する。 2．道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを実践するため、３メディア対応型ＶＩＣＳ対応車載機の普及促進を図る。 3．「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、本省内、地方支分部局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
法務省	1．本省内、地方支分部局等に対し「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）の推進に努めるよう周知徹底を図るとともに、本省内のポスター掲示、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の定着及び実践を図る。
外務省	1．本省内、関係団体等に対し「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）の重要性及び推進の周知徹底を図るとともに、本省内の掲示等を通じ、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の改革及び実践を図る。
財務省	1．「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、本省内、地方支分部局及び関係団体等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
文部科学省	1．教育委員会及び関係機関等に対し、「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）の推進に努めるよう周知することにより、普及促進を図る。 2．「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）、学校施設における省エネルギー対策について（実施要領）及び学校における省エネルギー点検チェックリストのホームページ掲載を通じ、省エネルギーの普及促進を図る。

省　庁	実　施　す　る　普　及　広　報　活　動
厚生労働省	1．本省内及び地方支分部局への周知をはじめ、「省エネ総点検の日」に向けて、関係団体等を通じ、省エネルギーの周知に努め、また、普及広報活動も含め協力を依頼する。 2．建築物環境衛生管理技術者講習会において、ビルの管理業務における省エネルギー対策に関する講義を行う。
農林水産省	1．農林漁業者等に対し、パンフレットの配布やインターネットによる情報提供、関係団体等を通じて、農林水産業、食品関連産業における省エネルギー対策について普及広報を行う。 2．農業者等に対して、施設園芸の省エネルギー生産管理の実践及び農業機械の省エネルギー利用の推進について、指導通知等による普及啓発活動を行う。 3．漁業者等に対して、漁船の経済速度での運行、機関の適正な保守点検等の省エネルギー対策について漁協系統広報誌、インターネットによる情報提供等を通じて普及促進活動を行う。
経済産業省	1．本省及び地方経済産業局等においてパンフレット配布、ホームページ掲載、イベント等を通じ、節電・省エネルギーの普及促進を図るとともに、関係団体等を通じ省エネルギーの周知徹底を図るよう要請する。 2．民間団体等を通じて、 (1) 機器のエネルギー消費効率等をわかりやすく一般消費者に示す「省エネ性能カタログ」を作成・配布する。 (2) エコドライブの実践方法を広く情報提供する。 (3) その他、新聞広報、ホームページ、インターネット等による省エネルギー広報の強化を図る。 3．グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。
国土交通省	1．（一財）建築環境・省エネルギー機構等を通じ、省エネルギー基準やその計算方法等に関する講習会を開催するとともに、建築物の総合的な環境性能を評価できる仕組みであるCASBEEの普及を図る。 2．鉄道事業者に対し、省エネルギーに関するポスターを掲示する等広報に努めるように要請する。 3．ホームページ掲載等により、ガソリン自動車の燃費一覧の情報提供を行う。 4．グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。 5．運輸事業者のグリーン経営(環境負荷の少ない事業経営）推進のための「グリーン経営推進マニュアル」（自動車、海事及び倉庫関係事業者向け）の配布、講習会の開催等を行う。 6．交通渋滞の軽減に資するシステムとして、全国の高速道路上で開始されたＥＴＣ２．０サービス等の普及促進を図る。

省　庁	実　施　す　る　普　及　広　報　活　動
環　境　省	1．関係省庁をはじめ様々な企業・団体・自治体等と連携しながら、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などを賢く選択する国民運動「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」を推進する。 2．省エネルギー・省ＣＯ2につながる新しいライフスタイルへの転換や省エネルギー効果の高い製品への買換えなどを呼び掛ける。 3．１１月１日から３月３１日までの間、政府はもとより、自治体、民間企業、各家庭に対して、「ウォームビズ」の実践の呼びかけを実施し、政府においては１９℃、民間においては２０℃の室温を目途にした、適切な暖房使用を普及する。
警　察　庁	1．「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、本庁内、都道府県警察、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。 2．交通需要マネジメント施策等、省エネルギーに資する施策推進の普及広報に努める。 3．燃料消費量及び二酸化炭素排出量削減の観点から、エコドライブの広報啓発を促進する。
防　衛　省	1．本省及び地方支分部局に対し「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）の資料を配布し、その重要性及び省エネルギーの意義を周知徹底するとともに、ポスター、貼り紙の掲示等、省エネルギー対策の普及を図る。 2．庁舎内に設定温度等のポスターを掲示することにより省エネルギー対策を周知する。
金　融　庁	1．「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、本庁内、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
復　興　庁	1．「冬季の省エネルギー対策について」（連絡会議決定）について、本庁内及び各復興局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。

「夏季の省エネルギー対策について」の実施状況の概要

平成２７年１０月３０日
経済産業省資源エネルギー庁

１．省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議が決定した「夏季の省エネルギー対策について」（平成２７年５月２２日決定）の実施状況を取りまとめた結果、各府省庁においては、自らの決定事項の各項目に従った省エネルギー実践に取り組むとともに、本対策を政府関係機関等に周知し、また、独自の広報にも取り組んでいた。

２．各府省庁自らの省エネルギー対策については、ほぼ全ての府省庁において、内部部局に周知徹底を図っており、本対策における省エネルギー対策をほぼ実施していた。中央省庁（本省）のエネルギー使用量は前年比で「電気」、「ガス」、「自動車等燃料」ともに減少となった。

３．外部への周知状況については、各府省庁から、政府関係機関、関係団体等に対し周知文書の発出等を行い、「夏季の省エネルギー対策について」、「夏季の節電メニュー（事業者の皆様）」及び「夏季の節電メニュー（ご家庭の皆様）」の周知徹底を図っていた（周知先：１２，３０１件）。

地方公共団体に関しては、４７都道府県に対し周知文書を発出して「夏季の省エネルギー対策について」、「夏季の節電メニュー（事業者の皆様）」及び「夏季の節電メニュー（ご家庭の皆様）」の周知徹底を図り、都道府県からは、それぞれ市町村や地方公共団体の関係団体に対し周知徹底を図った（周知先：１０，３５９件）。

４．また、各府省庁においては、６月～９月に新聞、ラジオ、ポスター、パンフレット、ホームページ等を利用した広報を実施した。